

# 伊 勢 市 公 報

第 240 号  
平成 27 年 11 月 5 日  
木 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御菌村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議により定められた事項を変更する条例	2
○ 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	4
○ 伊勢市職員の再任用に関する条例及び伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	12
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	31
○ 伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例	34
○ 伊勢市子ども読書活動推進会議条例	36
○ 伊勢市手話言語条例	39
○ 伊勢市工場等立地促進条例の一部を改正する条例	43
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	45
<b>規 則</b>	
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	67
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	71
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則	73
<b>告 示</b>	
○ 平成 26 年度決算の要領について	76
○ 平成 27 年度補正予算の要領について	129
○ 市道の路線の認定について	146
○ 道路の区域の決定について	147
○ 道路の供用開始について	148
○ 平成 27 年 9 月末財政状況の公表について	149
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	154
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 東大淀土地改良区総代選挙関係 ・ 当選した者の住所及び氏名について	155
<b>公 告</b>	
○ 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更に係る案の縦覧について	157
○ 犬の抑留について	159

伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御菌村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議により定められた事項を変更する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 31 号

伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御菌村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議により定められた事項を変更する条例

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の4第4項の規定に基づき、伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御菌村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議（平成17年伊勢市告示第5号、平成17年二見町告示第2号、平成17年小俣町告示第7号及び平成17年御菌村告示第7号）第9条中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第32号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる市の機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供

ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる市の機関が、同表の第3欄に掲げる市の他の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

(事務の手続の特例)

第5条 前2条の規定による特定個人情報の利用又は提供が行われた場合においては、これらの規定に規定する事務に関する条例、規則その他の規程（以下「事務に関する条例等」という。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、事務に関する条例等の規定の適用については、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(準備行為)

2 市の機関は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表第1（第3条関係）

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律第141

		号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第4条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「医療費援助関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	医療費援助関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	医療費援助関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの 生活保護関係情報で

		あつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報であつて規則で定めるもの

伊勢市職員の再任用に関する条例及び伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第33号

伊勢市職員の再任用に関する条例及び伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

(伊勢市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の再任用に関する条例（平成17年伊勢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の伊勢市職員の再任用に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例の規定は、平成27年10月1日から適用する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 34 号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「法人税法第 2 条第 12 号の 18」を「法第 292 条第 1 項第 14 号」に改める。

第 33 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 36 条の 2 第 8 項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 4 項中「第 203 条の 5 第 4 項」を「第 203 条の 5 第 5 項」に改める。

第 51 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について

同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 71 条第 2 項第 1 号、第 74 条第 1 項第 1 号及び第 74 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。) 又は法人番号 (同法第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第 90 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号 (個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) 又は法人番号 (同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 149 条第 1 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の2中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

9 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 10 条の 2 の改正規定及び附則第 3 条第 2 項から第 4 項までの規定 公布の日
- (2) 第 33 条第 2 項、第 36 条の 2 第 8 項、第 36 条の 3 の 3 第 4 項、第 51 条第 2 項各号、第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 71 条第 2 項第 1 号、第 74 条第 1 項第 1 号、第 74 条の 2 第 1 項第 1 号、第 89 条第 2 項第 2 号、第 90 条第 2 項第 1 号、第 139 条の 3 第 2 項第 1 号並びに第 149 条第 1 号の改正規定並びに附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号の改正規定並びに次条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、附則第 3 条第 1 項、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定 平成 28 年 1 月 1 日
- (3) 第 23 条第 2 項の改正規定、附則第 4 条第 1 項及び第 16 条の 2 の改正規定並びに次条第 3 項及び附則第 5 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日  
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢市市  
税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分  
は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27  
年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 51 条第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規  
定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第 23 条第 2 項の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施  
行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始  
する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した  
事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法  
人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 2 第 8 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 36 条の 2 第 8 項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の伊勢市市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 8 項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 71 条第 2 項第 1 号、第 74 条第 1 項第 1 号並びに第 74 条の 2 第 1 項第 1 号並びに附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 63 条の 2 第 1 項並びに第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する申出書、新条例第 71 条第 2 項に規定する申請書又は新条例第 74 条第 1 項及び第 74 条の 2 第 1 項並びに附則第 10 条の 3 各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第 63 条の 2 第 1 項並びに第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する申出書、旧条例第 71 条第 2 項に規定する申請書又は旧条例第 74 条第 1 項及び第 74 条の 2 第 1 項並びに附則第 10 条の 3 各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 10 条の 2 第 5 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 30 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第 10 条の 2 第 6 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 31 項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第 10 条の 2 第 9 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に新築される新法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 89 条第 2 項第 2 号及び第 90 条第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 16 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき  
2,925 円

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき

3,355 円

- (3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき  
4,000 円

- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 98 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 98 条第 1 項	第 34 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 38 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成 27 年改正前の地方税法施行規則」という。） 第 48 号の 5 様式
第 98 条第 2 項	第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 6 様式
第 98 条第 3 項	第 34 号の 2 の 6 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 9 様式
第 98 条第 4 項	第 34 号の 2 様式又は 第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48

		号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式
--	--	--------------------------

- 4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 92 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成 27 年改正法附則第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって

納付しなければならない。

- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第34号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2	平成27年改正法附則

	様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	第 20 条第 4 項の規定
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附 則第 5 条第 6 項
第 100 条の 2	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附 則第 5 条第 5 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附 則第 5 条第 6 項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 99 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 98 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同

日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 9 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項

第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

- 11 平成 30 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 10 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸

売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 645 円とする。

- 12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 11 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 30 年 10 月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 11 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第

		5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 11 項

- 13 平成 31 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販

売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,262 円とする。

- 14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 13 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 13 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項に

3号の項		において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第149条の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第35号

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成17年伊勢市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「同地域の区域内において製造の事業又は旅館業（下宿業を除く。）の用に供する」を「同法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画区域（以下「計画区域」という。）内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は」に改め、同条に次の5号を加える。

- (1) 製造の事業
- (2) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「省令」という。）第3条に規定する事業活動を行う業種をいう。）に属する事業
- (3) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の省令第4条に規定する事業
- (4) 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業
- (5) 旅館業（下宿営業を除く。）

第2条を次のように改める。

(不均一課税)

第2条 計画区域内において、前条に定める事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者のうち省令第1条第1号に規定する特別償却設備設置者について、当該特別償却設備（同号に規定する特別償却設備をいう。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（同条第1号に規定する計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して固定資産税を最初に課すべきこととなる年度以後3年度以内において課する固定資産税の税率については、伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）第62条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1の税率とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年4月1日以後に新条例第1条各号の事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税について適用し、同日前に製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 36 号

伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例

伊勢市学校設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中学校の部伊勢市立宮川中学校の項及び伊勢市立沼木中学校の項を削り、同部に次のように加える。

伊勢市立伊勢宮川中学校	伊勢市二俣 4 丁目 5 番 3 号
-------------	--------------------

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市子ども読書活動推進会議条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 37 号

### 伊勢市子ども読書活動推進会議条例

#### (設置)

第 1 条 本市における子どもの読書活動を推進するため、伊勢市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) 伊勢市子ども読書活動推進計画（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項に定める市町村子ども読書活動推進計画をいう。）に関する重要事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動を推進するため教育委員会が必要と認める事項

#### (組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 読み聞かせ活動等実践者
- (4) 子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

#### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第5条 推進会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「52の項」を「53の項」に改める。

別表中52の項を53の項とし、51の項を52の項とし、50の項の次に次のように加える。

51 子ども読書活動推進会議	日額	6,000円
----------------	----	--------

伊勢市手話言語条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 38 号

### 伊勢市手話言語条例

言語は、人間が知識を蓄え思考し、お互いの意思疎通を図り、文化を創造する上で必要不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、手指や身体の動きや表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用できる環境が整えられていなかったことなどから、ろう者は、必要な情報が得られない、周囲とコミュニケーションを取れないなど、多くの不便を感じながら生活し、全ての人々が共生社会を実感できる状況には至っていませんでした。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同等の言語として位置付けられたことにより、手話を必要とする人に対し、社会生活のあらゆる場面で手話による意思疎通を保障する環境を整えることが求められています。

手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解に努め、手話を使って安心して暮らすことができ、全ての人々が、お互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することができる伊勢市を目指し、この条例を制定します。

#### (目的)

第 1 条 この条例は、手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合

的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての人々が社会的障壁によって分け隔てられることなく、共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の理解及び普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利を最大限尊重することを基本として、行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、あらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、地域社会の一員として、市の施策に協力するとともに、手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話の理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 市民が、手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 市民や来訪者が、意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策
- (4) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善等手話による意思疎通支援者のための施策

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第6条 市は、前条第1項に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、施策の推進状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

伊勢市工場等立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第39号

### 伊勢市工場等立地促進条例の一部を改正する条例

伊勢市工場等立地促進条例（平成23年伊勢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「指定地域内において、工場等の用地を本市から3,000平方メートル以上（前条第1号ウ又はエの工場等については、この限りでない。）取得した者」を「次に掲げる要件を満たす者」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 指定地域内において、工場等の用地を本市から3,000平方メートル以上（前条第1号ウ又はエの工場等については、この限りでない。）取得した者であること。
- (2) 前号の工場等の用地の引渡しの日から1年以内（当該用地がその引渡しの日において当該工場等の敷地の用に供するための造成の工事を要すると市長が認める場合は、5年以内）に当該工場等の建設に着手すること。

第5条第2項第1号中「指定事業者が工場等の用地の取得に係る費用の全額を支払い、かつ、当該用地を取得した後1年以内に工場等の建設に着手した場合に、工場等の建設に着手した年度」を「工場等の建設に着手した日（その日までに当該工場等の用地の売払代金が完納されていない場合は、売払代金の完納の日）の属する年度」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び伊勢  
市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 40 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び  
伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(平成17年伊勢市条例第30号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった	0.88

	<p>障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	
	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）</p>	0.75
	<p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</p>	0.75
	<p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）</p>	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73

	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった	0.88

死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害	0.88

厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

（伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第2条 伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の額」を「当該法律による年金たる給付の額」に、「支給し」を「支給するものとし」に、「切り上げる」を「切り上げるものとする」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を	0.73
--------------------------------------	---	------

	除く。以下「障害基礎年金」という。)	
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障

<p>の災害に係るものに限る。)</p>		<p>害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)</p>
<p>5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>0.80</p>
<p>6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係</p>	<p>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>	<p>0.87</p>

るものに限 る。)		
--------------	--	--

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に、「支給し」を「支給するものとし」に、「切り上げる」を「切り上げるものとする」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償 年金（第18条 の2に規定 する公務上 の災害に係 るものを除 く。）	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由 となった障害について平成24年一元 化法附則第37条第1項に規定する給 付のうち障害共済年金、平成24年一元 化法附則第61条第1項に規定する給 付のうち障害共済年金、平成24年一元 化法附則第79条に規定する給付のう ち障害共済年金又は厚生年金保険制 度及び農林漁業団体職員共済組合制 度の統合を図るための農林漁業団体 職員共済組合法等を廃止する等の法 律（平成13年法律第101号）附則第2 条第1項第2号に規定する旧農林共 済法（以下「旧農林共済法」という。） による障害共済年金（以下「平成24年 一元化法改正前国共済法等による障 害共済年金」という。）が支給される 場合を除く。）	0.88

<p>2 傷病補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)</p>
	<p>2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)</p>

3 障害補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する

		障害に係る障害補償年金にあっては、0.91)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共	0.92

の災害に係るものに限る。)	済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
---------------	--------------------------------	--

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される場合」を「法律による年金たる給付の数が2である場合」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に、「支給し」を「支給するものとし」に、「切り上げる」を「切り上げるものとする」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する

るものに限 る。)		障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当

		する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、

		<p>第 2 級 の 障 害</p> <p>等 級 に 該 当 す る 障 害 に 係 る 障 害 補 償 年 金 に あ っ て は 0.8 2)</p>
	<p>2 旧厚生年金保険法による障害年金</p>	<p>0.83 (第 1 級 の 障 害 等 級 に 該 当 す る 障 害 に 係 る 障 害 補 償 年 金 に あ っ て は 0.81、 第 2 級 の 障 害</p>

		等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金(第18条の2に規定)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80

する公務上の災害に係るものを除く。)	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、「支給する」を「支給するものとする」に改め、同条第5項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金」を「次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付」に、「この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による」を「第8条の規定にかかわらず、同条の規定による」に、「第1項又は第2項に規定する場合」を「同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類」に、「、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率」を「同表

の右欄に掲げる率」に、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に、「当該年金たる給付の2が支給される場合」を「当該法律による年金たる給付の数が2である場合」に、「支給する」を「支給するものとする」に改め、同項に次の表を加える。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に、「支給する」を「支給するものとする」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新議員等公務災害補償条例」という。)及び第2条の規定による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例(以下「新消防団員等公務災害補償条例」という。)の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 新議員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この条例の適用

の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧議員等公務災害補償条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新議員等公務災害補償条例の適用を受ける者に支給された旧議員等公務災害補償条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新議員等公務災害補償条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）

又は平成 24 年一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号。以下「平成 27 年地共済経過措置政令」という。）第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 87 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 99 条の 2 第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成 24 年一元化法第 1 条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成 27 年地共済経過措置政令第 56 条第 7 号に規定する平成 24 年一元化法附則第 41 条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成 27 年地共済経過措置政令第 4 条第 1 項第 4 号に規定する平成 24 年一元化法附則第 65 条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新議員等公務災害補償条例附則第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。

（伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 新消防団員等公務災害補償条例附則第 5 条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償

について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 2 第2条の規定による改正前の伊勢市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧消防団員等公務災害補償条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新消防団員等公務災害補償条例の適用を受ける者に支給された旧消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新消防団員等公務災害補償条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 35 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 第 2 号中「第15条の 6 第 3 項」を「第15条の 7 第 3 項」に改める。

様式第 1 号中「補償条例」を「条例」に、「補償条例施行規則」を「条例施行規則」に改める。

様式第 4 号注意事項第 4 項を次のように改める。

- 4 「5 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第 5 条第 2 項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 の被保険者である。」の  に  印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第 5 条第 2 項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

様式第 4 号の 2 注意事項第 2 項を次のように改める。

- 2 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する傷病補償年金と同一の事由により議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条第 1 項の表の中欄に掲げる年金たる給付

を受ける者であるときは、「 の被保険者である。」のに印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

様式第5号注意事項第3項を次のように改める。

- 3 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 の被保険者である。」のに印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

様式第7号注意事項第4項を次のように改める。

- 4 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡職員又は請求者が議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 の被保険者であった。」のに印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書

類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

様式第13号及び様式第13号の2中「所轄年金事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

様式第14号中「所轄年金事務所等」を「所轄年金事務所名等」に、「かこむ」を「囲む」に改める。

様式第19号及び様式第20号中「所轄年金事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

(伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第22号中「、障害共済年金」及び「、遺族共済年金」を削り、「添付して下さい」を「添付してください」に改める。

(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成24年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「、障害共済年金」及び「、遺族共済年金」を削り、「添付して下さい」を「添付してください」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 10 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 36 号

### 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成 17 年伊勢市規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「被保護者」の次に「(以下「被保護者」という。)」を加える。

別表条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる事由に該当する場合の項減免の対象となる者の欄中「第 3 条第 2 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に改め、同欄中第 5 号を第 6 号とし、第 1 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の前に次の 1 号を加える。

#### (1) 被保護者でない者

別表条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる事由に該当する場合の項減免する保険料額の欄中「第 3 条第 1 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 10 月 23 日

伊勢市教育委員会

委員長 畠 中 節 夫

## 伊勢市教育委員会規則第 10 号

### 伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市子ども読書活動推進会議条例（平成 27 年伊勢市条例第 37 号）第 6 条の規定に基づき、伊勢市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 推進会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 99 号

平成 27 年 10 月 7 日開議の市議会定例会で認定を経た平成 26 年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算の要領は、次のとおりです。

平成 27 年 10 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 26 年度 伊勢市一般会計・

会 計 別		予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	
一 般 会 計		円 48,308,848,424	円 47,532,855,926	円 45,196,680,040	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	14,592,694,000	15,235,545,652	14,360,090,104	
	後 期 高 齢 者 医 療	2,751,380,000	2,779,838,577	2,735,361,220	
	介 護 保 険	保 険 事 業 勘 定	12,350,607,000	12,508,591,616	12,127,828,769
		介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定	468,000	979,480	362,243
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	8,780,000	9,421,578	8,707,463	
	観 光 交 通 対 策	627,783,000	760,619,797	612,641,467	
	土 地 取 得	407,205,000	356,004,512	355,751,251	

特別会計・決算一覧表

翌年度へ繰越すべき財源	歳入歳出差引残額	備 考
円 239,332,573	円 2,096,843,313	基金積立額(1,100,000,000円)を含む
0	875,455,548	基金積立額(475,000,000円)を含む
0	44,477,357	
0	380,762,847	
0	617,237	
0	714,115	
0	147,978,330	
0	253,261	

平成26年度 伊勢市一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額
1 市 税		16,920,000,000	18,698,091,559
	1 市民税	7,539,180,000	8,094,891,344
	2 固定資産税	6,847,908,000	7,816,626,265
	3 軽自動車税	274,000,000	312,817,515
	4 市たばこ税	816,911,000	825,000,549
	5 特別土地保有税	1,000	0
	6 入湯税	20,000,000	22,190,850
	7 都市計画税	1,422,000,000	1,626,565,036
2 地方譲与税		325,001,000	340,493,005
	1 地方揮発油譲与税	95,000,000	101,955,000
	2 自動車重量譲与税	230,000,000	238,538,000
	3 地方道路譲与税	1,000	5
3 利子割交付金		38,000,000	40,048,000
	1 利子割交付金	38,000,000	40,048,000
4 配当割交付金		40,000,000	140,121,000
	1 配当割交付金	40,000,000	140,121,000
5 株式等譲渡所得割交付金		7,000,000	80,224,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,000,000	80,224,000
6 地方消費税交付金		1,370,000,000	1,491,688,000
	1 地方消費税交付金	1,370,000,000	1,491,688,000
7 ゴルフ場利用税交付金		15,000,000	15,583,295
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000,000	15,583,295
8 自動車取得税交付金		46,001,000	53,171,000
	1 自動車取得税交付金	46,001,000	53,171,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		71,944,000	71,944,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	71,944,000	71,944,000
10 地方特例交付金		69,665,000	69,665,000
	1 地方特例交付金	69,665,000	69,665,000
11 地方交付税		10,543,969,000	10,909,560,000

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
17,312,912,721	55,776,306	1,329,402,532	392,912,721
7,741,513,472	21,713,618	331,664,254	202,333,472
6,973,311,925	26,263,712	817,050,628	125,403,925
285,384,482	2,927,800	24,505,233	11,384,482
825,000,549	0	0	8,089,549
0	0	0	△1,000
22,190,850	0	0	2,190,850
1,465,511,443	4,871,176	156,182,417	43,511,443
340,493,005	0	0	15,492,005
101,955,000	0	0	6,955,000
238,538,000	0	0	8,538,000
5	0	0	△995
40,048,000	0	0	2,048,000
40,048,000	0	0	2,048,000
140,121,000	0	0	100,121,000
140,121,000	0	0	100,121,000
80,224,000	0	0	73,224,000
80,224,000	0	0	73,224,000
1,491,688,000	0	0	121,688,000
1,491,688,000	0	0	121,688,000
15,583,295	0	0	583,295
15,583,295	0	0	583,295
53,171,000	0	0	7,170,000
53,171,000	0	0	7,170,000
71,944,000	0	0	0
71,944,000	0	0	0
69,665,000	0	0	0
69,665,000	0	0	0
10,909,560,000	0	0	365,591,000

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
	1 地方交付税	10,543,969,000	10,909,560,000
12 交通安全対策特別交付金		17,113,000	17,813,000
	1 交通安全対策特別交付金	17,113,000	17,813,000
13 分担金及び負担金		1,029,275,000	1,063,434,131
	1 負担金	1,029,275,000	1,063,434,131
14 使用料及び手数料		381,708,000	407,816,274
	1 使用料	323,166,000	346,598,314
	2 手数料	58,542,000	61,217,960
15 国庫支出金		6,600,283,975	6,596,801,844
	1 国庫負担金	4,543,476,000	4,519,163,558
	2 国庫補助金	2,024,956,975	2,038,913,975
	3 委託金	31,851,000	38,724,311
16 県支出金		2,802,668,000	2,707,982,454
	1 県負担金	1,589,454,000	1,581,584,916
	2 県補助金	900,952,000	833,816,597
	3 委託金	312,262,000	292,580,941
17 財産収入		143,424,000	172,392,361
	1 財産運用収入	21,872,000	21,835,039
	2 財産売払収入	121,552,000	150,557,322
18 寄附金		41,997,000	46,759,249
	1 寄附金	41,997,000	46,759,249
19 繰入金		180,069,000	167,451,022
	1 基金繰入金	180,069,000	167,451,022
20 繰越金		940,715,449	940,715,984
	1 繰越金	940,715,449	940,715,984
21 諸収入		874,915,000	1,092,138,853
	1 延滞金、加算金及び過料	82,000,000	121,052,391
	2 市預金利子	1,000,000	1,411,289
	3 貸付金元利収入	14,520,000	64,205,523

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
10,909,560,000	0	0	365,591,000
17,813,000	0	0	700,000
17,813,000	0	0	700,000
1,024,564,563	2,335,220	36,534,348	△4,710,437
1,024,564,563	2,335,220	36,534,348	△4,710,437
397,026,402	0	10,789,872	15,318,402
336,311,942	0	10,286,372	13,145,942
60,714,460	0	503,500	2,172,460
6,040,264,844	0	556,537,000	△560,019,131
4,519,163,558	0	0	△24,312,442
1,482,376,975	0	556,537,000	△542,580,000
38,724,311	0	0	6,873,311
2,617,249,454	0	90,733,000	△185,418,546
1,581,584,916	0	0	△7,869,084
743,083,597	0	90,733,000	△157,868,403
292,580,941	0	0	△19,681,059
156,966,951	0	15,425,410	13,542,951
21,195,287	0	639,752	△676,713
135,771,664	0	14,785,658	14,219,664
46,759,249	0	0	4,762,249
46,759,249	0	0	4,762,249
167,451,022	0	0	△12,617,978
167,451,022	0	0	△12,617,978
940,715,984	0	0	535
940,715,984	0	0	535
945,334,436	0	146,804,417	70,419,436
121,099,291	0	△46,900	39,099,291
1,411,289	0	0	411,289
11,280,356	0	52,925,167	△3,239,644

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
	4 受託事業収入	505,000	505,700
	5 雑 入	776,890,000	904,963,950
22 市 債		5,850,100,000	4,653,300,000
	1 市 債	5,850,100,000	4,653,300,000
歳 入 合 計		48,308,848,424	49,777,194,031

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
505,700	0	0	700
811,037,800	0	93,926,150	34,147,800
4,653,300,000	0	0	△1,196,800,000
4,653,300,000	0	0	△1,196,800,000
47,532,855,926	58,111,526	2,186,226,579	△775,992,498

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 議会費		365,262,000
	1 議会費	365,262,000
2 総務費		4,704,899,600
	1 総務管理費	3,886,045,600
	2 徴税費	462,883,000
	3 戸籍住民基本台帳費	165,449,000
	4 選挙費	128,699,000
	5 統計調査費	31,019,000
	6 監査委員費	30,804,000
3 民生費		17,163,669,000
	1 社会福祉費	4,731,105,000
	2 老人福祉費	3,709,396,000
	3 児童福祉費	6,214,389,000
	4 生活保護費	2,422,290,000
	5 人権政策費	74,599,000
	6 国民年金事務費	11,890,000
4 衛生費		4,531,174,629
	1 保健衛生費	2,941,918,629
	2 清掃費	1,589,256,000
5 労働費		87,425,000
	1 労働諸費	87,425,000
6 農林水産業費		918,080,404
	1 農業費	770,158,404
	2 林業費	49,562,000
	3 水産業費	98,360,000
7 商工費		246,037,000
	1 商工費	246,037,000
8 観光費		591,051,000
	1 観光費	591,051,000
9 土木費		5,194,588,420

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
360,486,914	0	4,775,086	4,775,086
360,486,914	0	4,775,086	4,775,086
4,019,451,688	465,486,000	219,961,912	685,447,912
3,245,729,695	465,486,000	174,829,905	640,315,905
453,121,454	0	9,761,546	9,761,546
161,821,669	0	3,627,331	3,627,331
98,078,184	0	30,620,816	30,620,816
30,505,353	0	513,647	513,647
30,195,333	0	608,667	608,667
16,687,602,563	134,601,000	341,465,437	476,066,437
4,607,037,078	0	124,067,922	124,067,922
3,686,143,929	0	23,252,071	23,252,071
5,984,096,552	134,601,000	95,691,448	230,292,448
2,327,763,750	0	94,526,250	94,526,250
72,175,520	0	2,423,480	2,423,480
10,385,734	0	1,504,266	1,504,266
4,341,109,410	1,200,000	188,865,219	190,065,219
2,764,338,651	1,200,000	176,379,978	177,579,978
1,576,770,759	0	12,485,241	12,485,241
84,229,901	0	3,195,099	3,195,099
84,229,901	0	3,195,099	3,195,099
871,821,055	21,529,089	24,730,260	46,259,349
732,697,751	21,529,089	15,931,564	37,460,653
46,545,274	0	3,016,726	3,016,726
92,578,030	0	5,781,970	5,781,970
233,270,180	0	12,766,820	12,766,820
233,270,180	0	12,766,820	12,766,820
565,231,791	0	25,819,209	25,819,209
565,231,791	0	25,819,209	25,819,209
4,870,417,582	147,401,564	176,769,274	324,170,838

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
	1 土木管理費	320,679,000
	2 道路橋梁費	1,247,453,000
	3 河川費	677,503,000
	4 港湾海岸費	33,603,420
	5 都市計画費	2,774,735,000
	6 住宅費	140,615,000
10 消防費		3,953,969,000
	1 消防費	3,953,969,000
11 教育費		5,074,946,000
	1 教育総務費	1,111,254,000
	2 小学校費	965,036,000
	3 中学校費	1,224,932,000
	4 幼稚園費	143,263,000
	5 社会教育費	661,044,000
	6 保健体育費	969,417,000
12 災害復旧費		7,170,460
	1 農林水産業施設災害復旧費	844,460
	2 公共土木施設災害復旧費	6,314,000
	3 文教施設災害復旧費	9,000
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3,000
13 公債費		5,425,285,000
	1 公債費	5,425,285,000
14 諸支出金		2,000
	1 普通財産取得費	2,000
15 予備費		45,288,911
	1 予備費	45,288,911
歳 出 合 計		48,308,848,424

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
311,834,541	0	8,844,459	8,844,459
1,171,030,455	10,000,000	66,422,545	76,422,545
522,287,224	132,500,000	22,715,776	155,215,776
30,207,118	3,235,564	160,738	3,396,302
2,706,333,619	1,666,000	66,735,381	68,401,381
128,724,625	0	11,890,375	11,890,375
2,956,731,279	916,947,840	80,289,881	997,237,721
2,956,731,279	916,947,840	80,289,881	997,237,721
4,774,860,117	160,237,080	139,848,803	300,085,883
1,073,154,034	0	38,099,966	38,099,966
917,577,090	16,334,343	31,124,567	47,458,910
1,107,526,249	92,918,737	24,487,014	117,405,751
139,146,364	0	4,116,636	4,116,636
618,679,848	30,212,000	12,152,152	42,364,152
918,776,532	20,772,000	29,868,468	50,640,468
6,339,060	0	831,400	831,400
836,460	0	8,000	8,000
5,502,600	0	811,400	811,400
0	0	9,000	9,000
0	0	3,000	3,000
5,425,128,500	0	156,500	156,500
5,425,128,500	0	156,500	156,500
0	0	2,000	2,000
0	0	2,000	2,000
0	0	45,288,911	45,288,911
0	0	45,288,911	45,288,911
45,196,680,040	1,847,402,573	1,264,765,811	3,112,168,384

歳入歳出差引残額  
うち基金繰入額

2,336,175,886 円  
1,100,000,000 円

平成26年度 伊勢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額
1 国民健康保険料		2,646,198,000	3,495,169,478
	1 国民健康保険料	2,646,198,000	3,495,169,478
2 国民健康保険税		1,067,000	7,370,171
	1 国民健康保険税	1,067,000	7,370,171
3 国庫支出金		2,740,157,000	3,088,403,104
	1 国庫負担金	2,104,555,000	2,322,441,104
	2 国庫補助金	635,602,000	765,962,000
4 療養給付費等交付金		479,011,000	516,381,253
	1 療養給付費等交付金	479,011,000	516,381,253
5 前期高齢者交付金		3,828,911,000	3,827,488,264
	1 前期高齢者交付金	3,828,911,000	3,827,488,264
6 県支出金		500,594,000	777,672,032
	1 県負担金	96,275,000	94,989,032
	2 県補助金	404,319,000	682,683,000
7 共同事業交付金		2,354,651,000	2,241,799,566
	1 共同事業交付金	2,354,651,000	2,241,799,566
8 財産収入		787,000	793,062
	1 財産運用収入	787,000	793,062
9 繰入金		1,749,370,000	1,749,369,341
	1 他会計繰入金	749,370,000	749,369,341
	2 基金繰入金	1,000,000,000	1,000,000,000
10 繰越金		263,657,000	263,657,035
	1 繰越金	263,657,000	263,657,035
11 諸収入		28,291,000	36,951,394
	1 延滞金、加算金及び過料	10,760,000	16,305,643
	2 預金利子	10,000	0
	3 雑入	17,521,000	20,645,751
歳入合計		14,592,694,000	16,005,054,700

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2,731,456,983	86,782,272	676,930,223	85,258,983
2,731,456,983	86,782,272	676,930,223	85,258,983
1,740,800	564,276	5,065,095	673,800
1,740,800	564,276	5,065,095	673,800
3,088,403,104	0	0	348,246,104
2,322,441,104	0	0	217,886,104
765,962,000	0	0	130,360,000
516,381,253	0	0	37,370,253
516,381,253	0	0	37,370,253
3,827,488,264	0	0	△1,422,736
3,827,488,264	0	0	△1,422,736
777,672,032	0	0	277,078,032
94,989,032	0	0	△1,285,968
682,683,000	0	0	278,364,000
2,241,799,566	0	0	△112,851,434
2,241,799,566	0	0	△112,851,434
793,062	0	0	6,062
793,062	0	0	6,062
1,749,369,341	0	0	△659
749,369,341	0	0	△659
1,000,000,000	0	0	0
263,657,035	0	0	35
263,657,035	0	0	35
36,784,212	0	167,182	8,493,212
16,305,643	0	0	5,545,643
0	0	0	△10,000
20,478,569	0	167,182	2,957,569
15,235,545,652	87,346,548	682,162,500	642,851,652

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 総務費		193,569,000
	1 総務管理費	165,780,000
	2 賦課徴収費	26,760,000
	3 運営協議会費	407,000
	4 趣旨普及費	622,000
2 保険給付費		9,080,517,000
	1 療養諸費	8,046,549,000
	2 高額療養費	956,092,000
	3 移送費	356,000
	4 出産育児諸費	65,520,000
	5 葬祭諸費	12,000,000
3 後期高齢者支援金等		1,757,283,000
	1 後期高齢者支援金等	1,757,283,000
4 前期高齢者納付金等		1,368,000
	1 前期高齢者納付金等	1,368,000
5 老人保健拠出金		73,000
	1 老人保健拠出金	73,000
6 介護納付金		782,139,000
	1 介護納付金	782,139,000
7 共同事業拠出金		2,423,357,000
	1 共同事業拠出金	2,423,357,000
8 保健事業費		192,838,000
	1 特定健康診査等事業費	176,205,000
	2 保健事業費	16,633,000
9 公債費		300,000
	1 公債費	300,000
10 諸支出金		117,894,000
	1 償還金及び還付加算金	117,107,000
	2 基金積立金	787,000
11 予備費		43,356,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
185,792,930	0	7,776,070	7,776,070
159,602,700	0	6,177,300	6,177,300
25,603,010	0	1,156,990	1,156,990
190,800	0	216,200	216,200
396,420	0	225,580	225,580
8,947,576,903	0	132,940,097	132,940,097
7,951,106,996	0	95,442,004	95,442,004
947,144,087	0	8,947,913	8,947,913
0	0	356,000	356,000
39,025,820	0	26,494,180	26,494,180
10,300,000	0	1,700,000	1,700,000
1,757,282,090	0	910	910
1,757,282,090	0	910	910
1,366,874	0	1,126	1,126
1,366,874	0	1,126	1,126
71,596	0	1,404	1,404
71,596	0	1,404	1,404
782,138,654	0	346	346
782,138,654	0	346	346
2,404,153,977	0	19,203,023	19,203,023
2,404,153,977	0	19,203,023	19,203,023
170,505,419	0	22,332,581	22,332,581
154,653,212	0	21,551,788	21,551,788
15,852,207	0	780,793	780,793
261,160	0	38,840	38,840
261,160	0	38,840	38,840
110,940,501	0	6,953,499	6,953,499
110,153,501	0	6,953,499	6,953,499
787,000	0	0	0
0	0	43,356,000	43,356,000

款	項	予 算 現 額
	1 予 備 費	43,356,000
歳 出 合 計		14,592,694,000

歳入歳出差引残額 875,455,548 円  
うち基金繰入額 475,000,000 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
0	0	43,356,000	43,356,000
14,360,090,104	0	232,603,896	232,603,896

平成26年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額
1 後期高齢者医療保険料		1,114,993,000	1,160,294,028
	1 後期高齢者医療保険料	1,114,993,000	1,160,294,028
2 繰入金		1,568,405,000	1,564,909,510
	1 一般会計繰入金	1,568,405,000	1,564,909,510
3 繰越金		35,434,000	35,434,627
	1 繰越金	35,434,000	35,434,627
4 諸収入		32,548,000	32,197,433
	1 延滞金、加算金及び過料	150,000	144,200
	2 雑入	32,398,000	32,053,233
歳入合計		2,751,380,000	2,792,835,598

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1,147,297,007	1,631,853	11,365,168	32,304,007
1,147,297,007	1,631,853	11,365,168	32,304,007
1,564,909,510	0	0	△3,495,490
1,564,909,510	0	0	△3,495,490
35,434,627	0	0	627
35,434,627	0	0	627
32,197,433	0	0	△350,567
144,200	0	0	△5,800
32,053,233	0	0	△344,767
2,779,838,577	1,631,853	11,365,168	28,458,577

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 総務費		56,949,000
	1 総務管理費	52,844,000
	2 徴収費	4,105,000
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,659,477,000
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,659,477,000
3 公債費		5,000
	1 公債費	5,000
4 諸支出金		33,949,000
	1 償還金及び還付加算金	33,949,000
5 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		2,751,380,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
55,426,663	0	1,522,337	1,522,337
51,740,411	0	1,103,589	1,103,589
3,686,252	0	418,748	418,748
2,646,331,305	0	13,145,695	13,145,695
2,646,331,305	0	13,145,695	13,145,695
0	0	5,000	5,000
0	0	5,000	5,000
33,603,252	0	345,748	345,748
33,603,252	0	345,748	345,748
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
2,735,361,220	0	16,018,780	16,018,780

歳入歳出差引残額

44,477,357 円

平成26年度 伊勢市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳入 (保険事業勘定)

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額
1 保険料		2,503,022,000	2,584,801,258
	1 介護保険料	2,503,022,000	2,584,801,258
2 国庫支出金		2,753,325,000	2,851,265,189
	1 国庫負担金	2,115,526,000	2,115,526,498
	2 国庫補助金	637,799,000	735,738,691
3 支払基金交付金		3,315,316,000	3,315,509,000
	1 支払基金交付金	3,315,316,000	3,315,509,000
4 県支出金		1,672,578,000	1,712,601,669
	1 県負担金	1,643,977,000	1,684,001,824
	2 県補助金	28,601,000	28,599,845
5 財産収入		250,000	177,399
	1 財産運用収入	250,000	177,399
6 繰入金		1,774,052,000	1,774,052,000
	1 一般会計繰入金	1,774,052,000	1,774,052,000
	2 基金繰入金	0	0
7 繰越金		328,450,000	328,450,846
	1 繰越金	328,450,000	328,450,846
8 諸収入		3,614,000	4,065,193
	1 延滞金、加算金及び過料	454,000	628,070
	2 預金利子	15,000	15,177
	3 雑入	3,145,000	3,421,946
歳入合計		12,350,607,000	12,570,922,554

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2,522,470,320	9,412,310	52,918,628	19,448,320
2,522,470,320	9,412,310	52,918,628	19,448,320
2,851,265,189	0	0	97,940,189
2,115,526,498	0	0	498
735,738,691	0	0	97,939,691
3,315,509,000	0	0	193,000
3,315,509,000	0	0	193,000
1,712,601,669	0	0	40,023,669
1,684,001,824	0	0	40,024,824
28,599,845	0	0	△1,155
177,399	0	0	△72,601
177,399	0	0	△72,601
1,774,052,000	0	0	0
1,774,052,000	0	0	0
0	0	0	0
328,450,846	0	0	846
328,450,846	0	0	846
4,065,193	0	0	451,193
628,070	0	0	174,070
15,177	0	0	177
3,421,946	0	0	276,946
12,508,591,616	9,412,310	52,918,628	157,984,616

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 総務費		288,053,000
	1 総務管理費	139,897,000
	2 徴収費	20,507,000
	3 介護認定諸費	127,649,000
2 保険給付費		11,611,990,000
	1 介護サービス等諸費	11,611,990,000
3 地域支援事業費		171,050,000
	1 地域支援事業費	171,050,000
4 基金積立金		182,393,000
	1 基金積立金	182,393,000
5 公債費		20,400,000
	1 公債費	20,400,000
6 諸支出金		75,721,000
	1 償還金及び還付加算金	75,721,000
7 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		12,350,607,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
271,066,932	0	16,986,068	16,986,068
133,597,553	0	6,299,447	6,299,447
17,891,252	0	2,615,748	2,615,748
119,578,127	0	8,070,873	8,070,873
11,418,147,408	0	193,842,592	193,842,592
11,418,147,408	0	193,842,592	193,842,592
161,336,762	0	9,713,238	9,713,238
161,336,762	0	9,713,238	9,713,238
182,320,399	0	72,601	72,601
182,320,399	0	72,601	72,601
20,000,000	0	400,000	400,000
20,000,000	0	400,000	400,000
74,957,268	0	763,732	763,732
74,957,268	0	763,732	763,732
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
12,127,828,769	0	222,778,231	222,778,231

歳入歳出差引残額

380,762,847 円

平成26年度 伊勢市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳入 (介護サービス事業勘定)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額
1 サービス費収入		456,000	967,480
	1 介護予防給付費収入	456,000	967,480
2 繰越金		0	0
	1 繰越金	0	0
3 諸収入		12,000	12,000
	1 雑入	12,000	12,000
歳入合計		468,000	979,480

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
967,480	0	0	511,480
967,480	0	0	511,480
0	0	0	0
0	0	0	0
12,000	0	0	0
12,000	0	0	0
979,480	0	0	511,480

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 事業費		367,000
	1 介護予防サービス事業費	367,000
2 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
3 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		468,000

歳入歳出差引残額

617,237 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
362,243	0	4,757	4,757
362,243	0	4,757	4,757
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
362,243	0	105,757	105,757

平成26年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 事業収入		5,934,000	345,270,177
	1 事業収入	5,934,000	345,270,177
2 県支出金		743,000	743,000
	1 県補助金	743,000	743,000
3 財産収入		12,000	6,084
	1 財産運用収入	12,000	6,084
4 繰越金		2,091,000	2,091,740
	1 繰越金	2,091,000	2,091,740
歳 入 合 計		8,780,000	348,111,001

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
6,580,754	0	338,689,423	646,754
6,580,754	0	338,689,423	646,754
743,000	0	0	0
743,000	0	0	0
6,084	0	0	△5,916
6,084	0	0	△5,916
2,091,740	0	0	740
2,091,740	0	0	740
9,421,578	0	338,689,423	641,578

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		5,393,000
	1 総務管理費	5,393,000
2 公債費		3,387,000
	1 公債費	3,387,000
歳 出 合 計		8,780,000

歳入歳出差引残額

714,115 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
5,321,549	0	71,451	71,451
5,321,549	0	71,451	71,451
3,385,914	0	1,086	1,086
3,385,914	0	1,086	1,086
8,707,463	0	72,537	72,537

平成26年度 伊勢市観光交通対策特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額
1 事業収入		420,208,000	553,044,200
	1 事業収入	420,208,000	553,044,200
2 繰越金		207,571,000	207,571,817
	1 繰越金	207,571,000	207,571,817
3 財産収入		4,000	3,780
	1 財産運用収入	4,000	3,780
歳入合計		627,783,000	760,619,797

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
553,044,200	0	0	132,836,200
553,044,200	0	0	132,836,200
207,571,817	0	0	817
207,571,817	0	0	817
3,780	0	0	△220
3,780	0	0	△220
760,619,797	0	0	132,836,797

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 観光交通対策事業費		627,763,000
	1 管理費	627,763,000
2 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
歳 出 合 計		627,783,000

歳入歳出差引残額

147,978,330 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
612,641,467	0	15,121,533	15,121,533
612,641,467	0	15,121,533	15,121,533
0	0	20,000	20,000
0	0	20,000	20,000
612,641,467	0	15,141,533	15,141,533

平成26年度 伊勢市土地取得特別会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 財産収入		1,005,000	1,119,807
	1 財産運用収入	1,004,000	1,119,807
	2 財産売却収入	1,000	0
2 繰入金		406,198,000	354,884,705
	1 基金繰入金	406,198,000	354,884,705
3 繰越金		1,000	0
	1 繰越金	1,000	0
4 諸収入		1,000	0
	1 雑入	1,000	0
歳入合計		407,205,000	356,004,512

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1,119,807	0	0	114,807
1,119,807	0	0	115,807
0	0	0	△1,000
354,884,705	0	0	△51,313,295
354,884,705	0	0	△51,313,295
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
356,004,512	0	0	△51,200,488

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 用地取得事業費		407,205,000
	1 管理費	1,005,000
	2 事業費	406,200,000
歳 出 合 計		407,205,000

歳入歳出差引残額

253,261 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
355,751,251	0	51,453,749	51,453,749
866,546	0	138,454	138,454
354,884,705	0	51,315,295	51,315,295
355,751,251	0	51,453,749	51,453,749

1. 平成26年度伊勢市病院事業決算報告書

収益的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額			合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額 に係る財源充当額				
第1款 病院事業収益	6,083,749,000	△ 196,857,000	0	5,886,892,000	6,045,430,822	158,538,822	(うち、仮受消費税及び地方消費税 32,723,505)
第1項 医業収益	5,067,703,000	△ 546,146,000	0	4,521,557,000	4,623,098,645	101,541,645	(うち、仮受消費税及び地方消費税 8,421,660)
第2項 健診収益	282,231,000	2,183,000	0	284,414,000	293,253,456	8,839,456	(うち、仮受消費税及び地方消費税 21,713,968)
第3項 医業外収益	733,715,000	331,351,000	0	1,065,066,000	1,077,559,223	12,493,223	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,587,877)
第4項 特別利益	100,000	15,755,000	0	15,855,000	51,519,498	35,664,498	

支出

(単位 円)

区 分	予 算 額						合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計						
第1款 病院事業費用	8,259,377,000	△ 205,980,000	0	0	0	8,053,397,000	0	8,053,397,000	7,981,656,113	0	71,740,887	(うち、仮払消費税及び地方消費税 71,030,066) (うち控除対象外消費税 16,951,525)
第1項 医業費用	5,783,549,000	△ 198,939,000	0	0	0	5,584,610,000	0	5,584,610,000	5,542,732,728	0	41,877,272	(うち、仮払消費税及び地方消費税 68,919,127)
第2項 健診費用	149,451,000	9,699,000	0	0	0	159,150,000	0	159,150,000	153,052,693	0	6,097,307	(うち、仮払消費税及び地方消費税 2,060,720)
第3項 医業外費用	101,147,000	△ 5,327,000	0	0	0	95,820,000	0	95,820,000	73,154,564	0	22,665,436	(うち、仮払消費税及び地方消費税 50,219) (うち控除対象外消費税 16,951,525)
第4項 特別損失	2,224,230,000	△ 11,413,000	0	0	0	2,212,817,000	0	2,212,817,000	2,212,716,128	0	100,872	
第5項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

資本的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額					合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財 源充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額				
第1款 資本的収入	580,990,000	△ 137,963,000	443,027,000	0	0	443,027,000	441,855,500	△ 1,171,500	
第1項 負担金	74,890,000	0	74,890,000	0	0	74,890,000	74,890,000	0	
第2項 企業債	366,900,000	△ 104,900,000	262,000,000	0	0	262,000,000	258,700,000	△ 3,300,000	
第3項 寄附金	3,000,000	1,687,000	4,687,000	0	0	4,687,000	6,125,500	1,438,500	
第4項 出資金	75,600,000	△ 35,000,000	40,600,000	0	0	40,600,000	40,600,000	0	
第5項 基金繰入金	60,600,000	0	60,600,000	0	0	60,600,000	60,000,000	△ 600,000	
第6項 投資償還金	0	250,000	250,000	0	0	250,000	1,540,000	1,290,000	

支出

(単位 円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の 規定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の 規定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	746,815,000	△ 118,868,000	0	627,947,000	0	0	627,947,000	617,440,229	0	0	0	10,506,771	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 18,512,470)
第1項 建設改良費	556,603,000	△ 120,556,000	0	436,047,000	0	0	436,047,000	428,140,670	0	0	0	7,906,330	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 18,512,470)
第2項 企業債償還金	63,512,000	0	0	63,512,000	0	0	63,512,000	63,511,559	0	0	0	441	
第3項 投資	63,100,000	0	0	63,100,000	0	0	63,100,000	60,500,000	0	0	0	2,600,000	
第4項 基金積立金	63,600,000	1,688,000	0	65,288,000	0	0	65,288,000	65,288,000	0	0	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 175,584,729円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収  
支調整額 1,560,945円、過年度分損益勘定留保資金 174,023,784円で補填いたしました。

## 2. 平成26年度 伊勢市病院事業損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 円)

### 1. 医業収益

(1) 入院収益	3,000,292,336	
(2) 外来収益	1,471,335,636	
(3) 他会計負担金	49,870,000	
(4) その他医業収益	93,179,013	4,614,676,985

### 2. 医業費用

(1) 給与費	3,402,628,318	
(2) 材料費	965,643,773	
(3) 経費	817,116,532	
(4) 減価償却費	237,091,519	
(5) 資産減耗費	22,494,118	
(6) 研究研修費	28,839,341	5,473,813,601
医業損失		859,136,616

### 3. 健診収益

(1) 健診収益	271,539,488	271,539,488
----------	-------------	-------------

### 4. 健診費用

(1) 給与費	111,685,647	
(2) 材料費	5,815,202	
(3) 経費	24,938,704	
(4) 減価償却費	8,552,420	150,991,973
健診利益		120,547,515

## 5. 医業外収益

(1) 他会計補助金	367,334,840		
(2) 他会計負担金	500,443,000		
(3) 県補助金	3,274,000		
(4) 国庫補助金	3,480,000		
(5) 負担金交付金	3,000,000		
(6) 長期前受金戻入	135,183,988		
(7) その他医業外収益	63,087,732	1,075,803,560	

## 6. 医業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	12,784,743		
(2) 雑損失	156,861,381		
(3) 負担金	20,212,718		
(4) 医業外雑費	627,800	190,486,642	885,316,918
経常利益			146,727,817

## 7. 特別利益

(1) その他特別利益	51,519,498	51,519,498	
-------------	------------	------------	--

## 8. 特別損失

(1) その他特別損失	2,212,716,128	2,212,716,128	△ 2,161,196,630
-------------	---------------	---------------	-----------------

当年度純損失 **2,014,468,813**

前年度繰越欠損金 **3,744,896,827**

その他未処分利益  
剰余金変動額 **3,651,134,566**

当年度未処理欠損金 **2,108,231,074**

### 3. 平成26年度 伊勢市 病院事業剰余金計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金		剰余金										資本合計
	自己資本金	借入資本金	資本 剰余金							利益剰余金			
			受贈財産 評価額	国庫補助金	他会計補助金	工事負担金	寄附金	補助金	他会計負担金	資本剰余金 合計	未処理欠損金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	519,618,431	738,717,137	169,801,214	102,949,000	1,650,309,000	53,395,358	148,923,000	36,475,200	3,940,170,000	6,102,022,772	△ 3,744,896,827	△ 3,744,896,827	3,615,461,513
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	519,618,431	738,717,137	169,801,214	102,949,000	1,650,309,000	53,395,358	148,923,000	36,475,200	3,940,170,000	6,102,022,772	(繰越欠損金) △ 3,744,896,827	△ 3,744,896,827	3,615,461,513
当年度変動額	40,600,000	△ 738,717,137	△ 24,499,649	△ 56,073,000	△ 1,078,889,432	0	△ 54,179,500	△ 34,467,200	△ 3,313,794,095	△ 4,561,902,876	1,636,665,753	1,636,665,753	△ 3,623,354,260
会計基準見直しに伴う移行処理	0	△ 738,717,137	△ 24,499,649	△ 56,073,000	△ 1,078,889,432	0	△ 60,305,000	△ 34,467,200	△ 3,374,394,095	△ 4,628,628,376	3,651,134,566	3,651,134,566	△ 1,716,210,947
借入資本金の表示区分変更	0	△ 738,717,137	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 738,717,137
みなし償却制度の廃止	0	0	△ 24,499,649	△ 56,073,000	△ 1,078,889,432	0	△ 60,305,000	△ 34,467,200	△ 3,374,394,095	△ 4,628,628,376	3,651,134,566	3,651,134,566	△ 977,493,810
一般会計出資金の受入	40,600,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,600,000
他会計負担金の受入	0	0	0	0	0	0	0	0	60,600,000	60,600,000	0	0	60,600,000
寄附金の受入	0	0	0	0	0	0	6,125,500	0	0	6,125,500	0	0	6,125,500
当年度純損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 2,014,468,813	△ 2,014,468,813	△ 2,014,468,813
当年度末残高	560,218,431	0	145,301,565	46,876,000	571,419,568	53,395,358	94,743,500	2,008,000	626,375,905	1,540,119,896	(当年度未処理欠損金) △ 2,108,231,074	△ 2,108,231,074	△ 7,892,747

#### 4. 平成26年度 伊勢市病院事業欠損金処理計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	560,218,431	1,540,119,896	△ 2,108,231,074
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	560,218,431	1,540,119,896	(繰越欠損金) △ 2,108,231,074

## 5. 平成26年度 伊勢市病院事業貸借対照表

(平成27年3月31日)

(単位 円)

		<u>資 産 の 部</u>	
<b>1. 固定資産</b>			
(1)	有形固定資産		
イ.	土地	1,287,613,085	
ロ.	建物	5,383,027,338	
	減価償却累計額	<u>△4,219,640,270</u>	1,163,387,068
ハ.	構築物	296,438,161	
	減価償却累計額	<u>△258,237,763</u>	38,200,398
ニ.	器械備品	3,606,702,225	
	減価償却累計額	<u>△2,719,207,873</u>	887,494,352
ホ.	車両	5,217,388	
	減価償却累計額	<u>△4,956,518</u>	260,870
ヘ.	リース資産	25,532,308	
	減価償却累計額	<u>△11,489,539</u>	14,042,769
ト.	建設仮勘定	66,504,148	
	有形固定資産合計		<u>3,457,502,690</u>
(2)	無形固定資産		
イ.	電話加入権	3,562,685	
	無形固定資産合計		<u>3,562,685</u>
(3)	投資その他の資産		
イ.	長期貸付金	126,010,000	
	投資その他の資産合計		<u>126,010,000</u>
(4)	基金		
イ.	基金	21,440,833	
	基金合計		<u>21,440,833</u>
	固定資産合計		<u>3,608,516,208</u>
<b>2. 流動資産</b>			
(1)	現金預金		125,497,982
(2)	未収金	999,072,317	
	貸倒引当金	<u>△1,800,000</u>	997,272,317
(3)	貯蔵品		<u>17,837,269</u>
	流動資産合計		<u>1,140,607,568</u>
	資産合計		<u><u>4,749,123,776</u></u>

## 負債の部

### 3. 固定負債

(1) 企業債

イ. 建設改良等企業債

795,161,098

企業債合計

795,161,098

(2) 引当金

イ. 退職給付引当金

1,833,683,863

引当金合計

1,833,683,863

固定負債合計

2,628,844,961

### 4. 流動負債

(1) 一時借入金

350,000,000

(2) 企業債

イ. 建設改良等企業債

138,744,480

企業債合計

138,744,480

(3) リース債務

11,877,034

(4) 未払金

569,287,495

(5) 引当金

イ. 賞与引当金

168,855,000

ロ. 法定福利費引当金

31,644,000

引当金合計

200,499,000

(6) その他流動負債

1,163,731

流動負債合計

1,271,571,740

### 5. 繰延収益

(1) 長期前受金

4,331,455,811

収益化累計額

△3,474,855,989

繰延収益合計

856,599,822

負債合計

4,757,016,523

資 本 の 部

6. 資本金

560,218,431

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ. 受贈財産評価額	145,301,565
ロ. 国庫補助金	46,876,000
ハ. 他会計補助金	571,419,568
ニ. 工事負担金	53,395,358
ホ. 寄付金	94,743,500
ヘ. 補助金	2,008,000
ト. 他会計負担金	626,375,905

資本剰余金合計

1,540,119,896

(2) 欠損金

イ. 当年度未処理 欠損金	2,108,231,074
------------------	---------------

欠損金合計

2,108,231,074

剰余金合計

△568,111,178

資本合計

△7,892,747

負債資本合計

4,749,123,776

# 1 平成26年度 伊勢市水道事業決算報告書

## 収益的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	3,024,635,000	44,647,000	0	2,979,988,000	2,997,827,875	17,839,875	(うち仮受消費税及び地方消費税 190,407,747)
第1項 営業収益	2,740,035,000	49,011,000	0	2,691,024,000	2,706,817,288	15,793,288	( " 187,288,285 )
第2項 営業外収益	282,457,000	4,364,000	0	286,821,000	287,313,266	492,266	( " 3,028,690 )
第3項 簡易水道収益	2,143,000	0	0	2,143,000	2,244,059	101,059	( " 90,772 )
第4項 特別利益	0	0	0	0	1,453,262	1,453,262	( " 0 )

支出

区 分	予 算 額						決算額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	不用額	備 考		
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	小 計					地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	合 計
第1款 水道事業費用	2,705,193,000	74,523,000	0	0	0	2,630,670,000	0	2,630,670,000	2,465,073,463	0	165,596,537	(うち仮払消費税及び地方消費税 ) ( 94,475,885 )
第1項 営業費用	2,399,975,000	71,541,000	0	0	0	2,328,434,000	0	2,328,434,000	2,205,662,821	0	122,771,179	( 93,720,455 )
第2項 営業外費用	186,740,000	3,561,000	0	0	0	183,179,000	0	183,179,000	152,010,795	0	31,168,205	( 594,504 )
第3項 簡易水道費用	6,129,000	0	0	0	0	6,129,000	0	6,129,000	4,529,332	0	1,599,668	( 160,926 )
第4項 特別損失	102,349,000	579,000	0	0	0	102,928,000	0	102,928,000	102,870,515	0	57,485	( 0 )
第5項 予備費	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	( 0 )

## 資本的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額					決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費 繰越繰越額 に係る財源充当額				合 計
第1款 資本的収入	495,439,000	181,335,000	314,104,000	323,374,000	0	637,478,000	440,410,894	197,067,106	(うち仮受消費税及び地方消費税 994,320)
第1項 企業債	321,900,000	165,800,000	156,100,000	121,200,000	0	277,300,000	197,200,000	80,100,000	( " 0 )
第2項 負担金	172,523,000	17,419,000	155,104,000	83,974,000	0	239,078,000	160,794,894	78,283,106	( " 994,320 ) 翌年度繰越額にかかる財源充当額 453,600円
第3項 寄附金その他の収入	1,016,000	0	1,016,000	0	0	1,016,000	1,016,000	0	( " 0 )
第4項 固定資産売却代金	0	1,884,000	1,884,000	0	0	1,884,000	0	1,884,000	( " 0 )
第5項 出資金	0	0	0	118,200,000	0	118,200,000	81,400,000	36,800,000	( " 0 )

支出

区 分	予 算 額						決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越額	継続費 繰越繰越額		合 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越額	継続費 繰越繰越額			合 計
第1款 資本的支出	1,745,168,000	17,894,000	0	1,727,274,000	975,124,000	0	2,702,398,000	1,826,482,685	556,517,000	0	556,517,000	319,398,315	(うち仮払消費税及び地方消費税 ) ( 112,591,546 )
第1項 建設改良費	1,437,298,000	18,188,000	0	1,419,110,000	975,124,000	0	2,394,234,000	1,518,319,227	556,517,000	0	556,517,000	319,397,773	( 112,577,546 )
第2項 償還金	307,870,000	0	0	307,870,000	0	0	307,870,000	307,869,458	0	0	0	542	( 0 )
第3項 諸支出金	0	294,000	0	294,000	0	0	294,000	294,000	0	0	0	0	( 14,000 )

(注)資本的収入額(翌年度繰越額にかかる財源充当額 453,600円を除く。)が資本的支出額に不足する額1,386,525,391円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,091,737円、繰越工事資金1,012,200円、減債積立金20,000,000円、建設改良積立金393,753,575円及び過年度分損益勘定留保資金870,667,879円で補填した。

## 2 平成26年度 伊勢市水道事業損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 円)

### 1 営業収益

(1) 給水収益	2,490,166,673	
(2) 受託工事収益	2,090,000	
(3) その他営業収益	<u>27,272,330</u>	2,519,529,003

### 2 営業費用

(1) 原水費	886,483,804	
(2) 配水及び給水費	298,610,714	
(3) 受託工事費	9,198,881	
(4) 総係費	177,458,951	
(5) 減価償却費	692,076,881	
(6) 資産減耗費	<u>48,113,135</u>	<u>2,111,942,366</u>

営業利益 407,586,637

### 3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	1,707,200	
(2) 長期前受金戻入	228,240,444	
(3) 雑収益	17,066,508	
(4) 朝熊山分担金	6,336,725	
(5) 加入金	<u>30,934,000</u>	284,284,877

### 4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取崩諸費	127,430,646	
(2) 雑支出	19,033,347	
(3) 朝熊山雑支出	<u>11,535,523</u>	157,999,516

## 5 簡易水道収益

(1) 給水収益	1,208,179		
(2) 長期前受金戻入	772,628		
(3) 雑収益	<u>172,480</u>	2,153,287	

## 6 簡易水道費用

(1) 簡易水道費	<u>4,368,406</u>	<u>4,368,406</u>	<u>124,070,242</u>
-----------	------------------	------------------	--------------------

## 経常利益

531,656,879

## 7 特別利益

(1) その他特別利益	<u>1,453,262</u>	1,453,262	
-------------	------------------	-----------	--

## 8 特別損失

(1) 固定資産売却損	523,000		
(2) その他特別損失	<u>102,347,515</u>	<u>102,870,515</u>	<u>△ 101,417,253</u>

## 当年度純利益

430,239,626

## 前年度繰越利益剰余金

0

## その他未処分利益剰余金変動額

4,243,958,564

## 当年度未処分利益剰余金

4,674,198,190

### 3 平成26年度 伊勢市 水道事業剰余金計算書

(平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金		剰余金									資本合計
	自己資本金	借入資本金	資本剰余金					利益剰余金				
			受贈財産 評価額	負担金	補助金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	減債 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	8,503,110,879	5,570,110,009	2,186,773,688	5,789,662,768	512,467,018	1,929,511,926	10,418,415,400	0	0	389,021,190	389,021,190	24,880,657,478
前年度処分類	0	0	0	0	0	△ 24,732,385	△ 24,732,385	20,000,000	393,753,575	△ 389,021,190	24,732,385	0
議会の議決による処分類	0	0	0	0	0	△ 24,732,385	△ 24,732,385	20,000,000	393,753,575	△ 389,021,190	24,732,385	0
除却損への補填	0	0	0	0	0	△ 24,732,385	△ 24,732,385	0	0	24,732,385	24,732,385	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	20,000,000	0	△ 20,000,000	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	393,753,575	△ 393,753,575	0	0
処分後残高	8,503,110,879	5,570,110,009	2,186,773,688	5,789,662,768	512,467,018	1,904,779,541	10,393,683,015	20,000,000	393,753,575	(繰越利益剰余金) 0	413,753,575	24,880,657,478
当年度変動額	81,400,000	△ 5,570,110,009	△ 2,048,788,263	△ 5,635,611,922	△ 476,065,135	△ 1,895,756,822	△ 10,056,222,142	△ 20,000,000	△ 393,753,575	4,674,198,190	4,260,444,615	△ 11,284,487,536
会計基準見直しに伴う移行処理	0	△ 5,570,110,009	△ 2,048,788,263	△ 5,635,611,922	△ 476,065,135	△ 1,895,756,822	△ 10,056,222,142	0	0	3,830,204,989	3,830,204,989	△ 11,796,127,162
借入資本金の表示区分変更	0	△ 5,570,110,009	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 5,570,110,009
みなし償却制度の廃止	0	0	△ 2,048,788,263	△ 5,635,611,922	△ 476,065,135	△ 1,895,756,822	△ 10,056,222,142	0	0	3,830,204,989	3,830,204,989	△ 6,226,017,153
一般会計出資金の受入	81,400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81,400,000
積立金の目的使用	0	0	0	0	0	0	0	△ 20,000,000	△ 393,753,575	413,753,575	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	430,239,626	430,239,626	430,239,626
当年度末残高	8,584,510,879	0	137,985,425	154,050,846	36,401,883	9,022,719	337,460,873	0	0	(当年度未処分利益剰余金) 4,674,198,190	4,674,198,190	13,596,169,942

#### 4 平成26年度 伊勢市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位 円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	8,584,510,879	337,460,873	4,674,198,190
議会の議決による処分額	4,558,290,192	△ 314,331,628	△ 4,674,198,190
自己資本金への組入	4,558,290,192	△ 314,331,628	△ 4,243,958,564
減債積立金の積立	0	0	△ 21,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 409,239,626
処分後残高	13,142,801,071	23,129,245	(繰越利益剰余金) 0

## 5 平成26年度 伊勢市水道事業貸借対照表

(平成27年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部		
<b>1 固 定 資 産</b>		
(1) 有形固定資産		
イ 土地	1,350,402,837	
ロ 建物	770,897,993	
減価償却累計額	<u>△ 442,927,928</u>	327,970,065
ハ 構築物	30,816,578,638	
減価償却累計額	<u>△ 12,234,408,897</u>	18,582,169,741
ニ 機械及び装置	3,003,493,796	
減価償却累計額	<u>△ 2,196,234,744</u>	807,259,052
ホ 車両運搬具	45,471,402	
減価償却累計額	<u>△ 21,610,881</u>	23,860,521
ヘ 工具器具及び備品	47,923,174	
減価償却累計額	<u>△ 33,857,448</u>	14,065,726
ト 建設仮勘定	<u>392,642,029</u>	
有形固定資産合計		21,498,369,971
(2) 無形固定資産		
イ 施設利用権	101,580,424	
ロ ソフトウェア	<u>24,897,571</u>	
無形固定資産合計		126,477,995
(3) 投資その他の資産		
イ 投資有価証券	<u>98,033,246</u>	
投資その他の資産合計		<u>98,033,246</u>
固定資産合計		21,722,881,212
<b>2 流 動 資 産</b>		
(1) 現金預金		3,242,023,775
(2) 未収金	269,087,148	
貸倒引当金	<u>△ 63,386,763</u>	205,700,385
(3) 貯蔵品		<u>37,019,305</u>
流動資産合計		<u>3,484,743,465</u>
資産合計		<u><u>25,207,624,677</u></u>

## 負債の部

### 3 固定負債

(1) 企業債			
イ建設改良等企業債	<u>5,142,721,373</u>		
企業債合計		5,142,721,373	
(2) 引当金			
イ退職給付引当金	305,523,315		
ロ特別修繕引当金	<u>198,724,000</u>		
引当金合計		<u>504,247,315</u>	
固定負債合計			5,646,968,688

### 4 流動負債

(1) 企業債			
イ建設改良等企業債	<u>316,719,178</u>		
企業債合計		316,719,178	
(2) 未払金		314,731,173	
(3) 前受金		8,594	
(4) 預り金		1,235,503	
(5) 引当金			
イ賞与引当金	17,677,390		
ロ法定福利費引当金	<u>3,141,774</u>		
引当金合計		<u>20,819,164</u>	
流動負債合計			653,513,612

### 5 繰延収益

長期前受金		10,225,128,916	
収益化累計額		<u>△ 4,914,156,481</u>	
繰延収益合計			<u>5,310,972,435</u>
負債合計			<u>11,611,454,735</u>

## 資 本 の 部

<b>6</b>	<b>資 本 金</b>	8,584,510,879
<b>7</b>	<b>剰 余 金</b>	
(1)	資 本 剰 余 金	
	イ受贈財産評価額	137,985,425
	ロ負 担 金	154,050,846
	ハ補 助 金	36,401,883
	ニその他資本剰余金	<u>9,022,719</u>
	資本剰余金合計	337,460,873
(2)	利 益 剰 余 金	
	イ当年度未処分利益剰余金	<u>4,674,198,190</u>
	利益剰余金合計	<u>4,674,198,190</u>
	剰 余 金 合 計	<u>5,011,659,063</u>
	資 本 合 計	<u>13,596,169,942</u>
	負 債 資 本 合 計	<u><u>25,207,624,677</u></u>

# 1 平成26年度 伊勢市下水道事業決算報告書

## 収益的収入及び支出

収入

(単位 円)

区分	予 算 額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合計			
第1款 下水道事業収益	3,960,550,000	71,195,000	0	4,031,745,000	3,982,469,295	49,275,705	(うち仮受消費税及び地方消費税 67,744,186)
第1項 営業収益	1,144,377,000	9,728,000	0	1,154,105,000	1,159,632,539	5,527,539	( " 67,708,399)
第2項 営業外収益	2,797,407,000	61,467,000	0	2,858,874,000	2,804,070,756	54,803,244	( " 35,787)
第3項 特別利益	18,766,000	0	0	18,766,000	18,766,000	0	( " 0)

支出

区分	予 算 額								決算額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	小 計	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	合計				
第1款 下水道事業費用	4,002,416,000	98,345,000	0	0	0	3,904,071,000	0	3,904,071,000	3,826,608,332	0	77,462,668	(うち仮払消費税及び地方消費税 ) ( 56,310,275 )
第1項 営業費用	3,069,689,000	71,365,000	0	0	0	2,998,324,000	0	2,998,324,000	2,924,095,257	0	74,228,743	( 55,809,305 )
第2項 営業外費用	634,667,000	32,555,000	0	0	0	602,112,000	0	602,112,000	601,880,019	0	231,981	( 235,483 )
第3項 特別損失	295,060,000	5,575,000	0	0	0	300,635,000	0	300,635,000	300,633,056	0	1,944	( 265,487 )
第4項 予備費	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000	0	3,000,000	0	0	3,000,000	( 0 )

## 資本的収入及び支出

収入

(単位 円)

区分	予 算 額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合計			
第1款 資本的収入	2,747,525,000	305,722,000	2,441,803,000	1,916,500,000	0	4,358,303,000	2,951,679,951	1,406,623,049	(うち仮受消費税及び地方消費税 4,142)
第1項 企業債	1,335,400,000	115,100,000	1,220,300,000	1,062,700,000	0	2,283,000,000	1,461,800,000	821,200,000	( " 0)
第2項 負担金	322,375,000	32,252,000	290,123,000	0	0	290,123,000	287,136,034	2,986,966	( " 0) 翌年度繰越額にかかる財源充当額 17,676,209円
第3項 国庫補助金	1,089,750,000	158,370,000	931,380,000	853,800,000	0	1,785,180,000	1,202,688,000	582,492,000	( " 0)
第4項 寄附金 その他の収入	0	0	0	0	0	0	55,917	55,917	( " 4,142)

支出

区分	予 算 額							決算額	翌 年 度 繰 越 額			不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越額	継続費 通次繰越額	合計		地方公営企業 法第26条の規 定による繰越額	継続費 通次繰越額	合計		
第1款 資本的支出	3,930,724,000	238,587,000	0	3,692,137,000	2,196,880,000	0	5,889,017,000	4,043,019,372	1,655,306,000	0	1,655,306,000	190,691,628	(うち仮払消費税及び地方消費税 ) ( 195,582,311 )
第1項 建設改良費	2,860,572,000	238,587,000	0	2,621,985,000	2,196,880,000	0	4,818,865,000	2,976,308,372	1,655,306,000	0	1,655,306,000	187,250,628	( 195,582,311 )
第2項 企業債償還金	1,066,802,000	0	0	1,066,802,000	0	0	1,066,802,000	1,066,691,700	0	0	0	110,300	( 0 )
第3項 受益者負担金 返還金	550,000	0	0	550,000	0	0	550,000	0	0	0	0	550,000	( 0 )
第4項 諸支出金	2,800,000	0	0	2,800,000	0	0	2,800,000	19,300	0	0	0	2,780,700	( 0 )

(注)資本的収入額(翌年度繰越額にかかる財源充当額17,676,209円を除く。)が資本的支出額に不足する額1,109,015,630円は 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105,715,042円、繰越工事資金6,146,080円、過年度分損益勘定留保資金997,154,508円で補填した。

## 2 平成26年度 伊勢市下水道事業損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 円)

### 1 営業収益

(1) 下水道使用料	901,071,425	
(2) 他会計負担金	190,201,000	
(3) その他営業収益	<u>651,715</u>	1,091,924,140

### 2 営業費用

(1) 汚水管渠費	37,397,178	
(2) 雨水管渠費	2,484,954	
(3) 流域下水道維持管理負担金	486,010,071	
(4) ポンプ場費	49,373,595	
(5) 処理場費	66,767,442	
(6) 普及促進費	55,714,635	
(7) 業務費	90,725,253	
(8) 総係費	70,595,200	
(9) 汚水減価償却費	1,176,048,161	
(10) 雨水減価償却費	413,554,115	
(11) 資産減耗費	<u>419,615,348</u>	<u>2,868,285,952</u>

営業損失 1,776,361,812

### 3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	749,300	
(2) 他会計負担金	723,696,000	
(3) 他会計補助金	933,623,000	
(4) 国庫補助金	112,000	
(5) 県補助金	28,441,000	
(6) 長期前受金戻入	1,035,851,060	
(7) 雑収益	<u>1,341,160</u>	2,723,813,520

#### 4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	595,781,496		
(2) 雑支出	<u>19,922,722</u>	<u>615,704,218</u>	<u>2,108,109,302</u>

経常利益 331,747,490

#### 5 特別利益

(1) その他特別利益	<u>18,766,000</u>	18,766,000	
-------------	-------------------	------------	--

#### 6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	218,184,276		
(2) その他特別損失	<u>82,183,293</u>	<u>300,367,569</u>	<u>281,601,569</u>

当年度純利益 50,145,921

前年度繰越欠損金 68,045,002

その他未処分利益剰余金変動額 1,449,546,819

当年度未処分利益剰余金 1,431,647,738

### 3 平成 26 年度 伊勢市下水道事業剰余金計算書

(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)

(単位 円)

	資本金		剰余金										資本合計	
	自己資本金	借入資本金	資本剰余金								利益剰余金			
			受贈財産 評価額	他会計負担金	受益者負担金	工事負担金	周辺環境整備 事業負担金	他会計補助金	補助金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	未処分利益 剰余金		利益剰余金 合計
前年度末残高	5,208,743,499	30,581,588,211	644,471,749	5,300,910,986	2,752,108,263	65,424,748	199,619,400	700,980,604	23,365,202,941	75,850,975	33,104,569,666	70,484,355	70,484,355	68,824,417,021
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	2,439,353	0	2,439,353	2,439,353	2,439,353	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	2,439,353	0	2,439,353	2,439,353	2,439,353	0
除却損への補填	0	0	0	0	0	0	0	0	2,439,353	0	2,439,353	2,439,353	2,439,353	0
処分後残高	5,208,743,499	30,581,588,211	644,471,749	5,300,910,986	2,752,108,263	65,424,748	199,619,400	700,980,604	23,362,763,588	75,850,975	33,102,130,313	(繰越欠損金) 68,045,002	68,045,002	68,824,417,021
当年度変動額	94,523,748	30,581,588,211	506,812,229	5,018,712,833	2,752,108,263	65,424,748	146,054,220	700,980,604	23,146,114,508	0	32,336,207,405	1,499,692,740	1,499,692,740	61,323,579,128
会計基準見直しに伴う移行処理	0	30,581,588,211	506,812,229	5,018,712,833	2,752,108,263	65,424,748	146,054,220	700,980,604	23,146,114,508	0	32,336,207,405	1,449,546,819	1,449,546,819	61,468,248,797
借入資本金の表示区分 変更	0	30,581,588,211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,581,588,211
みなし償却制度の廃止	0	0	506,812,229	5,018,712,833	2,752,108,263	65,424,748	146,054,220	700,980,604	23,146,114,508	0	32,336,207,405	1,449,546,819	1,449,546,819	30,886,660,586
農業集落排水事業統合	94,523,748	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94,523,748
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,145,921	50,145,921	50,145,921
当年度末残高	5,303,267,247	0	137,659,520	282,198,153	0	0	53,565,180	0	216,649,080	75,850,975	765,922,908	(当年度未処分利益剰余金) 1,431,647,738	1,431,647,738	7,500,837,893

#### 4 平成26年度 伊勢市下水道事業剰余金処分計算書（案）

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	5,303,267,247	765,922,908	1,431,647,738
議会の議決による処分類	1,431,647,738	0	1,431,647,738
自己資本金への組入	1,431,647,738	0	1,431,647,738
処分後残高	6,734,914,985	765,922,908	(繰越利益剰余金) 0

## 5 平成26年度 伊勢市下水道事業貸借対照表

(平成27年3月31日)

(単位 円)

### 資 産 の 部

#### 1 固 定 資 産

##### (1) 汚水有形固定資産

イ土	地		361,304,461
ロ立	木		3,119,863
ハ建	物	1,148,687,505	
	減価償却累計額	<u>430,715,889</u>	717,971,616
ニ構	築物	47,461,667,988	
	減価償却累計額	<u>6,837,713,103</u>	40,623,954,885
ホ機	械及び装置	3,399,851,028	
	減価償却累計額	<u>2,064,598,812</u>	1,335,252,216
ヘ車	両運搬具	5,653,751	
	減価償却累計額	<u>3,095,409</u>	2,558,342
ト工	具器具及び備品	24,450,188	
	減価償却累計額	<u>21,109,517</u>	3,340,671
チ建	設仮勘定		<u>417,024,661</u>

汚水有形固定資産合計

43,464,526,715

##### (2) 雨水有形固定資産

イ土	地		1,026,091,801
ロ建	物	2,706,294,049	
	減価償却累計額	<u>455,748,871</u>	2,250,545,178
ハ構	築物	6,073,086,674	
	減価償却累計額	<u>938,136,675</u>	5,134,949,999
ニ機	械及び装置	4,017,375,754	
	減価償却累計額	<u>1,535,341,920</u>	2,482,033,834
ホ工	具器具及び備品	3,771,849	
	減価償却累計額	<u>1,792,372</u>	1,979,477
ヘ建	設仮勘定		<u>535,011,928</u>

雨水有形固定資産合計

11,430,612,217

(3) 汚水無形固定資産			
イ 流域下水道施設利用権	7,882,599,312		
ロ 電話加入権	75,000		
ハ ソフトウェア	<u>6,294,806</u>		
汚水無形固定資産合計		7,888,969,118	
(4) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	<u>50,054,575</u>		
投資その他の資産合計		<u>50,054,575</u>	
固定資産合計			62,834,162,625

## 2 流動資産

(1) 現金預金		2,824,741,547	
(2) 未収金	342,027,022		
貸倒引当金	<u>11,157,965</u>	<u>330,869,057</u>	
流動資産合計			<u>3,155,610,604</u>
資産合計			<u>65,989,773,229</u>

## 負債の部

### 3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良等企業債	<u>29,915,869,823</u>		
企業債合計		29,915,869,823	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>82,059,935</u>		
引当金合計		<u>82,059,935</u>	
固定負債合計			29,997,929,758

### 4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良等企業債	<u>1,136,581,354</u>		
企業債合計		1,136,581,354	
(2) 未払金		819,016,037	
(3) 前受金		6,480	

(4) 預り金		1,035,997	
(5) 引当金			
イ賞与引当金	14,962,974		
ロ法定福利費引当金	<u>2,638,671</u>		
引当金合計		<u>17,601,645</u>	
流動負債合計			1,974,241,513

## 5 繰延収益

長期前受金		33,561,034,287	
収益化累計額		<u>7,044,270,222</u>	
繰延収益合計			<u>26,516,764,065</u>
負債合計			<u>58,488,935,336</u>

## 資本の部

6 資本金			5,303,267,247
-------	--	--	---------------

## 7 剰余金

(1) 資本金剰余金			
イ受贈財産評価額	137,659,520		
ロ他会計負担金	282,198,153		
ハ周辺環境整備事業負担金	53,565,180		
ニ補助金	216,649,080		
ホその他資本剰余金	<u>75,850,975</u>		
資本剰余金合計		765,922,908	
(2) 利益剰余金			
イ当年度未処分利益剰余金	<u>1,431,647,738</u>		
利益剰余金合計		<u>1,431,647,738</u>	
剰余金合計			<u>2,197,570,646</u>
資本合計			<u>7,500,837,893</u>
負債資本合計			<u>65,989,773,229</u>

# 1 平成26年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の 規定による支出額に係る財源充 当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益	37,931,000	△ 22,522,000	0	15,409,000	15,409,100	100	
第1項 営業収益	34,721,000	△ 27,433,000	0	7,288,000	7,646,505	358,505	
第2項 営業外収益	3,210,000	4,911,000	0	8,121,000	7,762,595	△ 358,405	
合 計	37,931,000	△ 22,522,000	0	15,409,000	15,409,100	100	

### 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第 26条第2項の規定 による繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額	小 計	地方公営企業法第 26条第2項の規定 による繰越額				
第1款 グループホーム事業費用	45,003,000	△ 22,581,000	0	0	0	3,691,176	0	22,422,000	22,419,948	0	2,052
第1項 営業費用	45,002,000	△ 22,582,000	0	0	0	22,420,000	0	22,420,000	22,419,102	0	898
第2項 営業外費用	1,000	1,000	0	0	0	2,000	0	2,000	846	0	1,154
合 計	45,003,000	△ 22,581,000	0	0	0	22,422,000	0	22,422,000	22,419,948	0	2,052

## (2) 資本的収入及び支出

### 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第26条の規定に よる繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰 越額に係る 財源充当額			
第1款 資本的収入	4,000,000	△ 4,000,000	0	0	0	0	
第1項 一時借入金	4,000,000	△ 4,000,000	0	0	0	0	
合 計	4,000,000	△ 4,000,000	0	0	0	0	

### 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額	継続費 通次繰越額				
第1款 資本的支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 2 平成26年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 : 円)

### 1 営業収益

(1) グループホーム使用料	1,955,368		
(2) 介護報酬	5,332,350		
(3) その他営業収益	<u>358,787</u>	7,646,505	3691176

### 2 営業費用

(1) 委託料	17,987,000		
(2) 減価償却費	3,989,741		
(3) 資産減耗費	439,983		
(4) その他営業費用	<u>2,378</u>	<u>22,419,102</u>	3691176
営業損失			14,772,597

### 3 営業外収益

(1) 他会計補助金	4,112,888		
(2) 長期前受金戻入	3,649,707		
(3) 雑収益	<u>0</u>	7,762,595	

### 4 営業外費用

(1) 支払利息	846		
(2) 雑支出	<u>0</u>	<u>846</u>	<u>7,761,749</u>
経常損失			<u>7,010,848</u>

当年度純損失 7,010,848

前年度繰越欠損金 7,640,416

その他の未処分利益剰余金変動額 10,960,088

当年度未処理欠損金 3,691,176

### 3 平成26年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業剰余金計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

	資本金		剰余金											資本合計
	自己 資本金	借入 資本金	資本剰余金					利益剰余金						
			3,691,176	県補助金	他会計 補助金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	その他 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	10,000,000	0	22,000,000	11,997,000	50,399,015	77,000	84,473,015	0	0	0	0	△ 7,640,416	△ 7,640,416	86,832,599
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	10,000,000	0	22,000,000	11,997,000	50,399,015	77,000	84,473,015	0	0	0	0	(繰越利益剰余金) △ 7,640,416	△ 7,640,416	86,832,599
当年度変動額	0	0	△ 22,000,000	△ 11,997,000	△ 50,322,015	0	△ 84,319,015	0	0	0	0	3,949,240	3,949,240	△ 80,369,775
法改正による勘定科目振替	0	0	△ 22,000,000	△ 11,997,000	△ 50,322,015	0	△ 84,319,015	0	0	0	0	10,960,088	10,960,088	△ 73,358,927
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 7,010,848	△ 7,010,848	△ 7,010,848
当年度末残高	10,000,000	0	0	0	77,000	77,000	154,000	0	0	0	0	(当年度未処分利益剰余金) △ 3,691,176	△ 3,691,176	6,462,824

#### 4 平成26年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業欠損金処理計算書

	資本金		資本剰余金	未処理欠損金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	10,000,000	0	154,000	3,691,176
議会の議決による処分額	0	0	0	0
処分後残高	10,000,000	0	154,000	(繰越欠損金) 3,691,176

5 平成26年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業貸借対照表

(平成27年3月31日)

(単位 : 円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 建物	85,976,100		
減価償却累計額	<u>△ 46,643,349</u>	39,332,751	3,691,176
ロ 建物附属設備	2,394,000		
減価償却累計額	<u>△ 1,301,738</u>	1,092,262	
ハ 構築物	610,050		
減価償却累計額	<u>△ 549,045</u>	61,005	
ニ 車両運搬具	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	3,691,176
ホ 工具・器具及び備品	6,479,555		
減価償却累計額	<u>△ 5,812,017</u>	<u>667,538</u>	
有形固定資産合計			41,153,556

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		<u>154,000</u>	
無形固定資産合計			<u>154,000</u>

固定資産合計 41,307,556

2 流動資産

(1) 現金預金			0
(2) 未収金			<u>0</u>

流動資産合計 0

資産合計 41,307,556

負債の部

3 固定負債

(1)借入金	0	
固定負債合計	0	0

4 流動負債

(1)一時借入金	0	
(2)未払金	0	
(3)借受金	0	
流動負債合計	0	0

5 繰延収益

(1)長期前受金	79,919,155	
(2)収益化累計額	△ 45,074,423	
繰延収益合計	34,844,732	34,844,732
負債合計	34,844,732	34,844,732

資本の部

6 資本金

(1)繰入資本金		
イ 他会計出資金	10,000,000	
資本金合計	10,000,000	10,000,000

7 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 国庫補助金	0	
ロ 県補助金	0	
ハ 他会計補助金	77,000	
ニ その他資本剰余金	77,000	
資本剰余金合計	154,000	
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	3,691,176	
欠損金合計	3,691,176	
剰余金合計	△ 3,537,176	△ 3,537,176
資本合計	6,462,824	6,462,824
負債資本合計	41,307,556	41,307,556

伊勢市告示第 100 号

平成 27 年 10 月 7 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 27 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成 27 年 10 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 平成27年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

平成27年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、566,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,315,873千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,771,204	14,106	6,785,310
	2 国庫補助金	1,820,720	14,106	1,834,826
16 県支出金		2,869,068	12,844	2,881,912
	2 県補助金	855,004	12,844	867,848
20 繰越金		55,522	251,491	307,013
	1 繰越金	55,522	251,491	307,013
21 諸収入		592,911	292,378	885,289
	5 雑入	576,534	292,378	868,912
22 市債		7,600,800	△4,100	7,596,700
	1 市債	7,600,800	△4,100	7,596,700
歳入合計		50,749,154	566,719	51,315,873

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,237,058	38,891	4,275,949
	1 総務管理費	3,314,034	34,466	3,348,500
	3 戸籍住民基本台帳費	256,229	4,425	260,654
3 民生費		17,477,542	14,198	17,491,740
	2 老人福祉費	3,877,476	14,198	3,891,674
4 衛生費		4,797,444	△43,600	4,753,844
	1 保健衛生費	3,014,957	△43,600	2,971,357
5 労働費		61,268	1,296	62,564
	1 労働諸費	61,268	1,296	62,564
6 農林水産業費		1,102,374	304	1,102,678
	1 農業費	888,204	304	888,508
8 観光費		585,210	6,000	591,210
	1 観光費	585,210	6,000	591,210
9 土木費		5,380,171	489,190	5,869,361
	2 道路橋梁費	1,508,635	438,372	1,947,007
	5 都市計画費	2,698,005	50,818	2,748,823
11 教育費		6,210,455	10,440	6,220,895
	6 保健体育費	1,126,424	10,440	1,136,864
15 予備費		50,000	50,000	100,000
	1 予備費	50,000	50,000	100,000
歳出合計		50,749,154	566,719	51,315,873

## 第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	区分	総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
10 消防費	1 消防費	避難所等整備事業	補正前	110,000	平成 27 年度	80,000
					平成 28 年度	30,000
			補正後	177,000	平成 27 年度	50,000
					平成 28 年度	127,000

## 第 3 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額 (千円)
2 総務費	1 総務管理費	伊勢志摩サミット推進事業	15,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	278,902
		道路新設改良事業	146,000
	3 河川費	排水施設整備事業	135,100
	5 都市計画費	都市施設管理事業	5,000
		街路施設改良事業	11,140
11 教育費	3 中学校費	豊浜中学校・北浜中学校統合校整備事業	270,000

## 第 4 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
住民情報システム更新経費	自 平成27年度 至 平成29年度	316,000
中心市街地再生事業	自 平成28年度 至 平成28年度	90,000
空家実態調査及び空家等対策 計画策定業務委託	自 平成28年度 至 平成28年度	7,057

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
本庁舎本館等 改修設計業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	18,587	自 平成28年度 至 平成28年度	32,747

## 第 5 表 地方債補正

変 更

起債の目的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市町村合併特例事業債	5,163,000	5,158,900

## 平成27年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、202,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,940,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,135,188	4,128	3,139,316
	2 国庫補助金	683,932	4,128	688,060
3 支払基金交付金		3,435,071	103	3,435,174
	1 支払基金交付金	3,435,071	103	3,435,174
4 県支出金		1,567,594	2,063	1,569,657
	2 県補助金	35,559	2,063	37,622
6 繰入金		2,047,974	△157	2,047,817
	1 一般会計繰入金	1,880,471	△157	1,880,314
7 繰越金		1	196,608	196,609
	1 繰越金	1	196,608	196,609
歳入合計		12,737,959	202,745	12,940,704

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		189,019	△677	188,342
	1 地域支援事業費	189,019	△677	188,342
6 諸支出金		3,401	203,422	206,823
	1 償還金及び還付加算金	3,401	203,422	206,823
歳出合計		12,737,959	202,745	12,940,704

## 平成 27 年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、210,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、692,086 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		20,229	120,000	140,229
	1 繰越金	20,229	120,000	140,229
4 諸収入		0	90,000	90,000
	1 雑入	0	90,000	90,000
歳入合計		482,086	210,000	692,086

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 観光交通対策事業費		482,061	210,000	692,061
	1 管理費	482,061	210,000	692,061
歳出合計		482,086	210,000	692,086

## 平成 27 年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、31,692 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,180,490 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,072,532	31,692	1,104,224
	1 基金繰入金	1,072,532	31,692	1,104,224
歳入合計		1,148,798	31,692	1,180,490

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得事業費		1,148,798	31,692	1,180,490
	2 事業費	1,072,534	31,692	1,104,226
歳出合計		1,148,798	31,692	1,180,490

平成27年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成27年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 新病院建設事業	465,390 千円	△ 230,000 千円	235,390 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 261,240 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 261,240 千円で補填するものとする。）（単位：千円）

収 入		既決予定額	補正予定額	計
款 項				
第1款 資本的収入		660,917	△ 230,000	430,917
第2項 企業債		404,200	△ 172,500	231,700
第4項 出資金		101,300	△ 57,500	43,800

（単位：千円）

支 出		既決予定額	補正予定額	計
款 項				
第1款 資本的支出		922,157	△ 230,000	692,157
第1項 建設改良費		659,212	△ 230,000	429,212

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新市立伊勢総合病院建設地造成工事	平成28年度	120,000	平成28年度	445,000
新市立伊勢総合病院建設工事			自平成27年度 至平成30年度	11,400,000

（企業債）

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。（単位：千円）

起 債 の 目 的	既決限度額	補正限度額	計
新病院建設事業	304,200	△ 172,500	131,700

平成27年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 原水施設更新事業	27,000 千円	55,901 千円	82,901 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,504,976	16,804	2,521,780	
第1項 営業費用	2,326,338	12,597	2,338,935	
第5項 特別損失	0	4,207	4,207	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,622,511千円」を「1,664,512千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的収入	491,765	13,900	505,665	
第2項 負担金	142,165	13,900	156,065	

(単位 千円)

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	2,114,276	55,901	2,170,177
第1項 建設改良費	1,797,556	55,901	1,853,457

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のように加える。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
水道管路管理システム導入業務委託 (平成27年度債務負担行為)	自 平成27年度 至 平成28年度	54,800
水道台帳システムデータ加工抽出業 務委託 (平成27年度債務負担行為)	自 平成27年度 至 平成28年度	2,160

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から補助を受ける 金額	25,675	13,900	39,575

## 平成27年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

平成27年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、94,467千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,410,340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,785,310	27,080	6,812,390
	1 国庫負担金	4,913,831	27,080	4,940,911
20 繰越金		307,013	53,887	360,900
	1 繰越金	307,013	53,887	360,900
22 市債		7,596,700	13,500	7,610,200
	1 市債	7,596,700	13,500	7,610,200
歳入合計		51,315,873	94,467	51,410,340

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,275,949	52,868	4,328,817
	1 総務管理費	3,348,500	52,868	3,401,368
12 災害復旧費		36	41,599	41,635
	2 公共土木施設災害復旧費	15	41,599	41,614
歳出合計		51,315,873	94,467	51,410,340

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
12 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	29,000

変 更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	伊勢志摩サミット推進事業	補正前	15,000
			補正後	67,868

## 第 3 表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	13,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

伊勢市告示第 101 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 27 年 10 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
元町 27-6 号線	小俣町元町 188 番 2 地先		
	小俣町元町 188 番 6 地先		
元町 27-7 号線	小俣町元町 738 番地先		
	小俣町元町 739 番 2 地先		
古市 27-8 号線	久世戸町字蝮尾 76 番 6 地先		
	古市町字鶴山 349 番 12 地先		
鹿海 27-9 号線	鹿海町字北岡 654 番 2 地先		
	鹿海町字西浦 1639 番 11 地先		

伊勢市告示第 102 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 27 年 10 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	元町 27-6 号線	6.0~13.0	37
市道	元町 27-7 号線	6.0~9.5	42
市道	古市 27-8 号線	6.0~13.5	58
市道	鹿海 27-9 号線	6.0~9.5	70

伊勢市告示第 103 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 10 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
元町 27-6 号線	小俣町元町 188 番 2 地先 小俣町元町 188 番 6 地先	平成 27 年 10 月 23 日
元町 27-7 号線	小俣町元町 738 番地先 小俣町元町 739 番 2 地先	平成 27 年 10 月 23 日
古市 27-8 号線	久世戸町字蝮尾 76 番 6 地先 古市町字鶴山 349 番 12 地先	平成 27 年 10 月 23 日
鹿海 27-9 号線	鹿海町字北岡 654 番 2 地先 鹿海町字西浦 1639 番 11 地先	平成 27 年 10 月 23 日

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成27年9月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。  
平成27年10月29日

伊勢市長 鈴木 健一

## 伊 勢 市 の 財 政

## 1 9月末における人口、世帯数、面積の状況

人 口	129,966 人	(平成27年度現計予算1人当たり	404,695 円)
世 帯 数	54,508 世帯	(平成27年度現計予算1世帯当たり	964,933 円)
面 積	208.35 k㎡		

## 2 平成27年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,470,000	31.3	9,174,055	55.7	議 会 費	390,730	0.8	213,221	54.6
地 方 譲 与 税	315,001	0.6	104,342	33.1	総 務 費	4,702,544	8.9	1,776,390	37.8
利 子 割 交 付 金	33,000	0.1	13,867	42.0	民 生 費	17,612,143	33.5	6,833,731	38.8
配 当 割 交 付 金	80,000	0.2	22,552	28.2	衛 生 費	4,798,644	9.1	2,016,200	42.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	29,000	0.1	0	0.0	労 働 費	61,268	0.1	25,787	42.1
地 方 消 費 税 交 付 金	2,000,000	3.8	1,397,515	69.9	農 林 水 産 業 費	1,123,903	2.1	324,346	28.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.0	6,603	47.2	商 工 費	284,809	0.6	117,187	41.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	50,001	0.1	28,936	57.9	観 光 費	593,210	1.1	314,853	53.1
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	71,000	0.1	0	0.0	土 木 費	5,527,573	10.5	1,748,140	31.6
地 方 特 例 交 付 金	60,000	0.1	69,152	115.3	消 防 費	5,636,062	10.7	1,656,852	29.4
地 方 交 付 税	10,000,000	19.0	7,381,367	73.8	教 育 費	6,383,225	12.1	1,895,713	29.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000	0.0	9,769	54.3	災 害 復 旧 費	7,620	0.0	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	1,062,861	2.0	495,629	46.6	公 債 費	5,452,941	10.4	2,689,945	49.3
使 用 料 及 び 手 数 料	373,266	0.7	221,614	59.4	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	7,327,741	13.9	2,790,631	38.1	予 備 費	21,883	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,959,801	5.6	471,938	15.9					
財 産 収 入	38,809	0.1	106,578	274.6					
寄 附 金	35,002	0.1	17,005	48.6					
繰 入 金	2,209,709	4.2	0	0.0					
繰 越 金	294,855	0.6	1,236,176	419.2					
諸 収 入	592,911	1.1	225,590	38.0					
市 債	8,561,600	16.3	0	0.0					
合 計	52,596,557	100.0	23,773,319	45.2	合 計	52,596,557	100.0	19,612,365	37.3

※歳入の県支出金については、繰越明許費繰越財源を、国庫支出金、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費通次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費については、繰越明許費繰越額を、消防費及び教育費については、繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

## ○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市 民 税	7,320,180	44.4	3,568,161	48.7	
固 定 資 産 税	6,661,407	40.5	4,109,334	61.7	
軽自動車税	284,000	1.7	284,981	100.3	
市たばこ税	784,412	4.8	342,069	43.6	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入 湯 税	17,000	0.1	9,943	58.5	
都 市 計 画 税	1,403,000	8.5	859,567	61.3	
合 計	16,470,000	100.0	9,174,055	55.7	

## ○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	30,072,386	57.2	
人件費	7,811,364	14.9	
物件費	8,330,998	15.8	※
維持補修費	393,371	0.7	※
扶助費	9,773,179	18.6	※
補助費等	3,763,474	7.2	※
投資的経費	9,719,626	18.5	
普通建設事業	9,712,006	18.5	※
災害復旧事業	7,620	0.0	
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	12,804,545	24.3	
貸付金	7,596	0.0	
公債費	5,452,941	10.4	
投資及び 出資金	203,900	0.4	
積立金	95,951	0.2	
繰出金	7,022,274	13.3	
予備費	21,883	0.0	
合 計	52,596,557	100.0	

※繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

## 3 平成26年度一般会計予算の執行状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	最終予算額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,920,000	35.0	17,312,913	102.3	議 会 費	365,262	0.8	360,487	98.7
地 方 譲 与 税	325,001	0.7	340,493	104.8	総 務 費	4,704,900	9.7	4,019,452	85.4
利 子 割 交 付 金	38,000	0.1	40,048	105.4	民 生 費	17,163,669	35.5	16,687,603	97.2
配 当 割 交 付 金	40,000	0.1	140,121	350.3	衛 生 費	4,531,175	9.4	4,341,109	95.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,000	0.0	80,224	1,146.1	労 働 費	87,425	0.2	84,230	96.3
地 方 消 費 税 交 付 金	1,370,000	2.8	1,491,688	108.9	農 林 水 産 業 費	918,080	1.9	871,821	95.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.0	15,583	103.9	商 工 費	246,037	0.5	233,270	94.8
自 動 車 取 得 税 交 付 金	46,001	0.1	53,171	115.6	観 光 費	591,051	1.2	565,232	95.6
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	71,944	0.2	71,944	100.0	土 木 費	5,194,588	10.8	4,870,418	93.8
地 方 特 例 交 付 金	69,665	0.2	69,665	100.0	消 防 費	3,953,969	8.2	2,956,731	74.8
地 方 交 付 税	10,543,969	21.8	10,909,560	103.5	教 育 費	5,074,946	10.5	4,774,860	94.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	17,113	0.0	17,813	104.1	災 害 復 旧 費	7,170	0.0	6,339	88.4
分 担 金 及 び 負 担 金	1,029,275	2.1	1,024,565	99.5	公 債 費	5,425,285	11.2	5,425,128	100.0
使 用 料 及 び 手 数 料	381,708	0.8	397,026	104.0	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	6,600,284	13.7	6,040,265	91.5	予 備 費	45,289	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,802,668	5.8	2,617,250	93.4					
財 産 収 入	143,424	0.3	156,967	109.4					
寄 附 金	41,997	0.1	46,759	111.3					
繰 入 金	180,069	0.4	167,451	93.0					
繰 越 金	940,715	1.9	940,716	100.0					
諸 収 入	874,915	1.8	945,334	108.0					
市 債	5,850,100	12.1	4,653,300	79.5					
合 計	48,308,848	100.0	47,532,856	98.4	合 計	48,308,848	100.0	45,196,680	93.6

※歳入の国庫支出金、県支出金及び市債については、繰越明許費繰越財源を、繰越金については、繰越明許費繰越財源及び継続費連次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費及び消防費については、繰越明許費繰越額を、教育費については継続費連次繰越額を含みます。

## 4 特別会計の状況

(単位 千円)

会 計 別	平成26年度予算の執行状況			平成27年度予算の状況		
	最終予算額	収入済額	支出済額	現計予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険特別会計	14,592,694	15,235,546	14,360,090	15,540,193	6,501,410	6,471,726
後期高齢者医療特別会計	2,751,380	2,779,839	2,735,361	2,777,287	1,436,622	1,206,083
介護保険特別会計	12,351,075	12,509,571	12,128,191	12,737,959	5,434,242	5,033,317
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	8,780	9,421	8,708	5,937	4,501	2,802
観光交通対策特別会計	627,783	760,620	612,642	482,086	382,809	93,540
土地取得特別会計	407,205	356,004	355,751	1,148,798	169,178	168,119
合 計	30,738,917	31,651,001	30,200,743	32,692,260	13,928,762	12,975,587

## 5 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	47,044,337	政府資金	財 務 省	20,048,663
総 務 債	1,575,657		( 旧 ) 日 本 郵 政 公 社	2,260,556
民 生 債	740,179	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		11,829,812
衛 生 債	1,380,502	三 重 県		93,103
労 働 債	30,982	共 済 組 合 等		1,885,387
農 林 水 産 業 債	3,105,432	銀 行 等		10,940,803
商 工 債	101,672			
観 光 債	46,538			
土 木 債	10,786,939			
公 営 住 宅 債	570,340			
消 防 債	1,758,611			
教 育 債	4,526,939			
災 害 復 旧 債	40,946			
減 税 補 て ん 債	989,599			
臨 時 税 収 補 て ん 債	155,244			
臨 時 財 政 対 策 債	21,234,757			
借 換 債	0			
特 別 会 計 債	13,987			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	13,987			
合 計	47,058,324	合 計		47,058,324

## 6 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
——	——	——	

## 7 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		3,968,066.15 m <sup>2</sup>	
建 物		378,697.51 m <sup>2</sup>	
動 産		3 個	
物 権		2,208.55 m <sup>2</sup>	
基 金		26,315,649 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		1,203,073 千円	
物品取得価格50万円 以上のもの	車 両	316 台	
	そ の 他	577 点	
無 体 財 産 権		3 件	

伊勢市告示第 105 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、御菌町新開区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 10 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 田 村 興 亜

伊勢市御菌町新開 327 番地 20

変更後 中 谷 勝

伊勢市御菌町新開 326 番地 12

伊勢市選挙管理委員会告示第 55 号

平成 27 年 10 月 19 日執行の東大淀土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成27年10月20日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西宮 晴一

記

東大淀土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

## 別紙

## 東大淀土地改良区総代選挙当選人一覧表

(定数30人 当選人30人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	きたむら 真佐規 北村 真佐規	省略	はまぐち まこと 濱口 誠
省略	わだ つとむ 和田 勉	省略	とがみ いたる 戸上 至
省略	すみ かずゆき 角 一幸	省略	にしむら かつよし 西村 勝良
省略	むらい まさとし 村井 正利	省略	きたむら ひろし 北村 博
省略	ふじい かずのり 藤井 一範	省略	うえしま のぼる 上島 登
省略	うえい こうじ 上井 晃治	省略	もり たかお 森 隆生
省略	にしむら たけし 西村 健	省略	やまもと いさむ 山本 勇
省略	とがみ きだあき 戸上 定章	省略	なかたに たかし 中谷 隆司
省略	みなみ としつぐ 南 紀次	省略	とがみ たかし 戸上 隆
省略	にしむら たけお 西村 武雄	省略	なかむら かずゆき 中村 和之
省略	とがみ たつし 戸上 達志	省略	やまぐち よしまさ 山口 善政
省略	にしむら ただし 西村 正	省略	なかむら ひろし 中村 宏
省略	いわた まさよし 岩田 雅良	省略	ふじわら ひとし 藤原 均
省略	きたむら やすひろ 北村 安弘	省略	つじ こういち 辻 幸一
省略	むらい まさあき 村井 正明	省略	はしづめ ただし 橋爪 忠司

伊勢市公告第 73 号

伊勢市地域農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 4 第 1 項第 27 号ロの規定により公告し、当該計画の変更案を公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

平成 27 年 10 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間  
自 平成 27 年 10 月 20 日  
至 平成 27 年 11 月 19 日
  
- 2 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先

伊勢市産業観光部 農林水産課 御菌総合支所 1 階

郵送 〒516-8501

伊勢市御菌町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-22-0370

F A X 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

### 3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見書は、提出先に直接持参するか又は郵送、ファクシミリ若しくは電子メールで提出してください。

意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

伊勢市公告第 74 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 10 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	佐八町	柴	黒	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 27 年 10 月 22 日

3 抑留期限 平成 27 年 10 月 29 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）